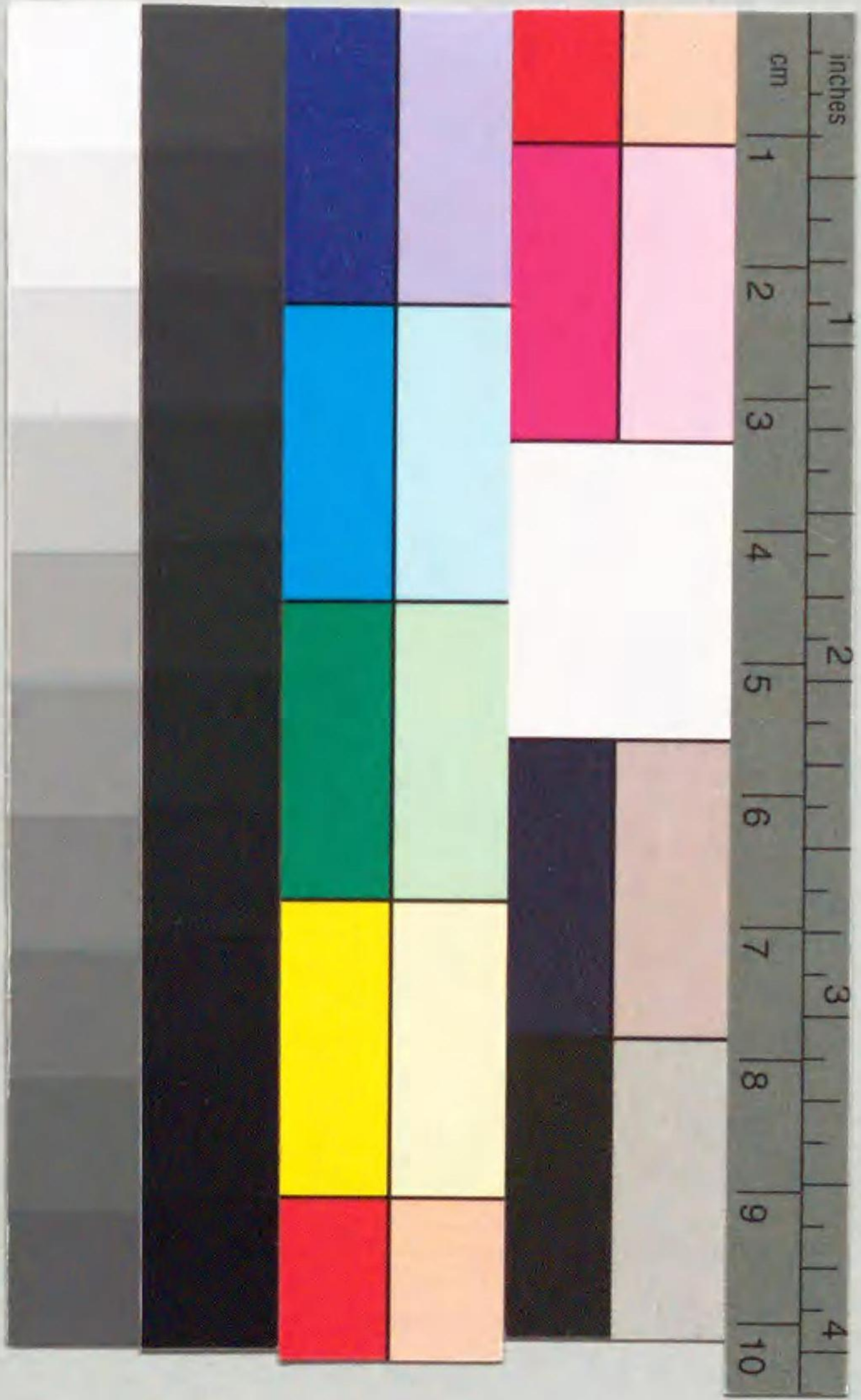


164  
Y529s  
(s)




00032889


C  
Y













工卜3032

石 神 問 答

柳 田 國 男 著

創 元 社 版



164  
Y529  
(14)



32889

再刊序

武藏では東秋留<sup>あきる</sup>の二宮神社の境内に、今もまだ一座の社宮司社の残つて居ることを、この春の散歩の日に見つけて來た。附近の人たちはオシヤモジ様と呼び、やはり飯杓子を上げて嬰兒の安全を禱つて居る。搜したらこの外にも幾つか有らうと思ふが、大體にこの信仰はもうよほど前から衰へて居るので、單に百數十年前の諸州の地誌類に、可なり數多く其神の名が記録せられて居るのを見るだけである。私は實はシヤクジは石神の音讀であらうといふ、故山中先生の解説に反對であつたばかりに、この様な長たらしい論難往復を重ねたのであつたが、其點は先生も強く主張せられたわ

再刊序



けでも無く、又あれから信州諏訪社の御左口神おさくぐんのことが少しづつ判つて來て、是は木の神であつたことが先づ明かになり、もう此部分だけは決定したと言ひ得る。しかもどういふわけで社しゃ宮ぐう司し・社しゃ護ご神じん・遮しゃ軍ぐん神じんなどいふ様な變つた神の名が、弘く中部地方とその隣接地とだけに行はれて居るのか、諏訪が根源かといふ推測は假に當つて居るにしても、其信仰だけが分離して各地に分布して居る理由に至つては、三十年後の今日もまだ少しも釋くことが出來ないのである。書名が物々しく、又印刷の部數が少なく、早く珍本の部に屬した爲に、見たがる人が多く再版の機會を與へられたものの、著者にとつては實は少しばかり困つた本なのである。

強ひて辯護をして見ようといふ考へも私には無いが、是は問題が第一に現實のものでなかつた。以前斯ういふ祠の神を、村々に祭る風が東國には

あつたが、それはどういふ事情からであつたらうかといふ疑ひが元なので、どうしても研究の資料を過去の文籍の中に覓めるの他は無かつたのである。故に今後も若し世相の基づく所を尋ね溯つて、今は全く跡を絶つた事實に行き當れば、或は斯ういふ窮屈な文庫作業に、入つてしまはなければならぬことがあるかも知れぬが、是は我々には不得手な部分であり、又今ならば歴史家が引繼いで、もつと手際よく纏めてくれたであらう。それを何でもかでも自分の手で處理しなければならぬ様に思つて居たのが、三十年だけの若さであり、又向ふ見ずの元氣でもあつた。それに今一つ、實はもう少しは現實の例が現はれて、私の假定を支持してくれさうにも思はれたのであつた。ところが不幸にも此本があまり出なかつた爲に、社しゃ宮ぐう司しは依然として學界の問題とならず、單に氣まぐれに路傍の神々を注意する人が、



少々はふえて来たといふのみで、この肝腎の現象は今や一段と稀薄になり、つひに何の爲に石神問答などいふ書を公けにしたかといふことが、もう不明に歸せんとして居るのである。

一つには又問題の取扱ひ方が悪くて、是を後々の同志に引繼ぐ用意が缺けても居たのである。今日の我々ならば、恐らくは斯ういふ横路の搜索に走つて、たゞ術學的な氣分を漂はせるやうなことはしなかつたであらう。未來の同胞國民の爲に、出来れば明白にして置きたい點は今でもあり、又方法も必ずしも無いとは言へない。村々には既に一つ以上の正式の氏神鎮守神の御社があつて、住民は協同してその祭に奉仕して居るのに、どうしてそれ以外に別に數々の小さな祠が出来て居るのか。社と祠との神々はもとから類を異にした信仰であつたのか、但しは又單なる段階の差であつて、

固定と公認とによつて次々と格を高め得るものであつたのか。現在は何れとも考へられ、まだはつきりと解を下し得た人が無い。將來恐らくはこの小さな神々の特色を、一種毎に尋ね究めて見ることによつて、共に成立の必ずしも新らしいものでないことを知り得るのであらうが、それには社宮司といふが如き、名稱のやゝ奇なる、分布の地方的なる一つの信仰を、最初の目標に立てるのが便宜だらうかと思ふ。その信仰が百年以來、次第に衰へて居ることも亦採集を意義づける。たとへば此土地には昔社宮司といふ祠があつたといふが、今日はそれがどうなつて居るか。もしくは今いふ雜種地の中に、さういふ地名がまだ残つて居て、何か之を説明するやうな言ひ傳へでも無いか。或はその祠がなほ存するとすれば、現在は如何なる祈願を掛ける人たちが、是へ御詣りすることになつて居るか等。大よそ此



類の質問の、一つ／＼としてはさして華々しくもないものが、段々と答へを積み重ねて行くうちには、末には國の文化の可なり大切な一側面を、説き明かす資料ともなり得るのである。不幸にして石神問答には反響が少なく、第一に著者の用意も足りなかつた。初期の民俗學の混沌時代の産物として、記念せられることは致し方も無いが、今頃私が是を覆刻するに至つたのには微意がある。或は時すでに遅しの憾みがあるかも知らぬが、何故に斯ういふ珍しい祠の神が盛り又衰へたかを、もう一度問題にしてもらひたいのである。

この一卷の書の成つた頃には、私は市谷いちがやで白鳥先生の隣の町に住んで居た。家がポストの距離よりも近かつた故に、自分で手紙を持參して懇ろな批判を受けたことを覚えて居る。その他の通信はすべて郵便によつた。た

だ最後の弟への手紙が、返事をもらはずにしまつただけである。その數多い舊友の中では、白鳥先生がたゞ一人、今も健やかにあの大きな研究を續けて居られるばかりで、あとはすべて皆遠い處へ旅立たれた。さうして恐らくは三十年もしてから、再びこの本が以前のまゝの姿で、世に送られようなどは豫期せられなかつたらう。學問にもやはり期限のやうなものがある。たまく／＼私は催促を受けなかつた爲に、測らずも辨濟を怠つて居たのである。

昭和十六年十一月

柳田國男



目次

再刊序

概要…………… 1—23

- 書簡 一 柳田國男より駿州吉原なる山中笑氏へ…………… 一  
同 二 山中氏より柳田へ…………… 七  
同 三 柳田より山中氏へ…………… 二三  
同 四 山中氏より柳田へ…………… 三



書簡 五 柳田より山中氏へ……………  
 同 六 柳田より和田千吉氏へ……………  
 同 七 山中氏より柳田へ……………  
 同 八 陸中遠野なる伊能嘉矩氏より柳田へ……………  
 同 九 柳田より山中氏へ……………  
 同 一〇 柳田より白鳥博士へ……………  
 同 一一 肥後八代なる緒方小太郎氏より柳田へ……………  
 同 一二 山中氏より柳田へ……………  
 同 一三 柳田より山中氏へ……………  
 同 一四 柳田より白鳥博士へ……………  
 同 一五 柳田より喜田博士へ……………

同 一六 柳田より伊能氏へ……………  
 同 一七 柳田より山中氏へ……………  
 同 一八 山中氏より柳田へ……………  
 同 一九 山中氏より柳田へ……………  
 同 二〇 柳田より山中氏へ……………  
 同 二一 柳田より伊能氏へ……………  
 同 二二 柳田より白鳥博士へ……………  
 同 二三 遠野なる佐々木繁氏より柳田へ……………  
 同 二四 柳田より佐々木氏へ……………  
 同 二五 山中氏より柳田へ……………  
 同 二六 柳田より山中氏へ……………



(四)

書簡二七 山中氏より柳田へ……………一九二

同 二八 柳田より山中氏へ……………一九三

同 二九 柳田より白鳥博士へ……………二〇六

同 三〇 柳田より佐々木氏へ……………三四

同 三一 佐々木氏より柳田へ……………三六

同 三二 柳田より山中氏へ……………三四

同 三三 柳田より緒方翁へ……………二四

同 三四 柳田より松岡輝夫氏へ……………二五

追録六十六條 各書簡の後に分載す

十三塚表……………二六

現在小祠表……………二七

插畫目錄

一 傘地藏……………三

二 三種のオシラサマ……………一六

三 十三塚の排列……………一七

四 大聖歡喜天……………三五



概要

シヤグジ、サグジ又はサゴジと稱する神あり……………一、六三、七二  
武藏相模伊豆駿河甲斐遠江三河尾張伊勢志摩飛驒信濃の諸國に亙りて  
その數百の小祠あり……………七、一四、四五、六四、二七三  
シヤグジに由ありと見ゆる地名は一層分布廣し……………二、六  
本書の目的は主として此神の由來を知るに在り……………五、二四〇  
シヤグジは石神の吳音即ちシヤグジンなりと云ふこと現在の通説なるが  
如し……………三、九、二一  
石を神に祀れる社は甚だ多し……………一七、二三



延喜式の時代にも諸國に許多の石神社あり……………二七、一三九、一九七、二〇三  
 近代に於ても石を神體とする諸社の外に社殿は無くて天然の靈石を  
 拜祀する者あり……………一七、一四九  
 吾人が天然の奇石と目する者の中にも場所形狀に於て多少の人工  
 を加へたる者あるべし……………一九八  
 又多くの石像石塔あり……………二八、一四二  
 道祖神姥神子ノ神等も石神なり……………三〇、六二、六八  
 單にイシガミと稱する小祠も今日猶多し……………二八、六三  
 石神には對立の者多しシヤグジには此事なし……………一五〇  
 シヤグジの名稱は獨立の事由に基くものゝ如し……………一四  
 鹽尻にはシヤグジ三狐神の轉訛ならんと云へり……………二、二三九

此説根據なし

稻荷宇賀神田ノ神等とシヤグジとは併存せり  
 南留別志にはシヤグジは赤口神なるべしと云へり……………三、二三八  
 赤口赤舌は曆の惡日の名にして神の名に非ず  
 簞篋に依れば大歳の門神中最も兇猛なる二神の番日を赤口赤舌と云  
 ひて嫌忌する習慣ありき  
 大赤小赤のシヤクは寧ろシヤグジと同源より出づと言ふべきなり……………二三八  
 地方によりてはシヤグジをオシヤモジサマとも云ふ……………九  
 是れシヤグジを杓子と唱ふるが爲なり……………二二、四七  
 杓子を報賽とする社あり……………三九、五一、一七九



杓子を護符とする信仰あり……………四一

中古の思想に於ては杓子は靈物なりき……………五四

シヤグジは道祖神なりと云ふ説あり……………六四、一〇八

道祖神の祠は全國に互りて現存す……………五六

サヘノカミは塞神又は障神の義なり……………二三六

道祖の祖はもと阻碍の阻なるべし……………一〇九

山中に道祖神祠又は之に因む地名多し……………五七、一一〇

之を行旅の守護神と爲すは信仰の一轉なり……………一二二

更に幸ノ神の字を用ゐるに及び信仰は再轉せり……………一二二

道祖神石を祀り又は石を報賽とすることは今古を通じて異なること……………一二二

なし……………二三、一四九

道祖神早くよりサヒともいへり……………一四四

家の敷居をサイと云ふ……………一四三

サ中と云ふ神名地名も古し……………一四三

サ中は或は四方の義にて外國語にては非ざるか……………一四六

道祖神の本地佛は地藏尊なりと云ふ……………五八、六六

塞神祠と石地藏は一體の兩面なり……………二三、六六、一九八

地獄變相中のサヒノカハラは近き世の思想に出づ……………一〇六、一〇七

サヒノカハラ及シヤウツカは現世の地名にして塞神に出づ……………一〇五



道祖神を縁結の神と云ふ……………五七、一七二、二〇五

此信仰シヤグジにも移れり……………三二

此神の神體にはけしからぬ物あり……………五七、一三三

又報賽の具としても同様の事實あり……………一四九

道祖神の神體に歡喜天を齋けるあり……………一四八

古くは男女二神を奉祀して岐神と稱せしこと扶桑略記に見ゆ……………一一〇

クナドはサへと同じく防塞の義なり……………二九、一一〇

門神も雙神にして且石神なり……………一九

儀軌の堅牢地神は歡喜天に似たり……………一五一

歡喜天を塞神と習合したるは障礙神の義に基けるなるべし……………二四一

歡喜天又は聖天は障礙神又は象頭神とも稱せらる……………一四七

象頭と云ふは雙神の容貌に依れる地名なり……………一三四

象頭又はサウツと云ふ地名諸國の山地に多し……………四、一〇〇、一〇三

右は佛徒が地鎮の祭を營みし場所なるべし……………二五九

僧都殿と云ふ魔所ありしこと今昔物語に見ゆ……………一四七

道祖神は猿田彦神なりと云ふ説あり……………一〇九

右は衢神の古傳に基けるならん……………

猿田彦神は人望ある神なりき……………一一六

此神を土祖神と稱するは久しきことなり……………二二四

猿田彦神に附會せる神は極めて多し……………一三四

庚申を猿田彦神なりと云ふ……………五八

庚申は道家の説に出づ……………一一四



我國にては庚申を行路神と爲せり……………一三〇

(8)

ミサキと云ふ神あり……………二七四

諸國の三崎に猿田彦神なりと云ふ者少なからず……………一二〇

右は古事記の御前仕へんの記事に出づるか……………一四五

猿田はサダと訓みサダとミサキとは同義なりしか……………一二〇

鼻と云ひ伊豆と云ふも此縁語なるか……………一七一、一七五

海岬をサダと云ふ所伊豫土佐大隅出雲に在り……………一二〇

されどミサキは單に邊境の義にして昔は海角にのみ限らざりしかと思はる

野のソキ、山のソキのソキはミサキのサキと同源の語なるべし……………一四三、二三七

即ちミサキは邊境を守る神の義なり……………一二五

昔は四堺四隅の祭に道饗祭あり……………八〇

道饗には久那度神を祀る邪神の侵入を防ぐなり

道饗祭漸く衰へて御靈會大に盛なり……………一五六

京師には八所の御靈あり……………一二二

御靈會は疫神攘斥の祈願報賽を目的とす

御靈は冤死者の厲魂を齋くと云へり……………一二四

御靈社は今も諸國に多し……………一二二

アラヒトガミを御靈の義と解するに至りしこと久し

現人社と云ふ社あり……………六一

(9)



荒神の祠全國に互りて多くあり…………… 六六、二四一、二七四

荒神とアラヒトガミとを混ぜしものあり…………… 一一四

荒神山神の語は古くより正史に見ゆ…………… 六一

荒神を地主とする思想は寧ろ本邦獨得の發展なるべし…………… 一一、六〇

四方神としての荒神は稀に在り…………… 五九、一二五

八方神としての荒神は甚だ多し…………… 六〇

之を八面荒神八大荒神等と稱す…………… 二七四

荒神を竈神とする信仰の起原は不明なり…………… 四二

唯竈神を祀ることは古來の風なり…………… 二二二

漢土の竈神には庚申の三尸蟲と同一なる信仰ありき…………… 二二二

日本の荒神には佛敎道教の思想複雑に混同し來れるものゝ如し…………… 二二三

荒神にも雙神の思想あり…………… 一一三

山神は由來極めて久し…………… 六一

狩人樵夫石切金掘の徒共に之を祀る…………… 五八、六七、二二六

新に地を拓き居を構ふる者亦之を祀りて邑落の平安を祈願せしか…………… 二四九

山祇の信仰は世と共に發展したり…………… 一〇七、二三〇

山王及日吉諸社は山神なるべし…………… 二二一

日吉の大將軍社を岩長姫なりと云ふは此女神が大山祇の御娘なるが爲なるべし



姥神も亦山中の神なり……………六一

姥神の名には三種の起原混同せるが如し……………一九四

山姥は傳說的の畏怖なり……………一一八

巫女居住の痕跡諸國の山中に在り……………六九、一九五、二〇一

姥神は即ちオボ神には非ざるか……………九五、一九四

姥石と云ふ石多し……………六八、一九六

石塚と土壇と相互に代用するは有得べきこと也……………九六

列塚も一種の神竝なるべし……………一九八

立石次第に多く塚を築くの風止む……………

塚の名は何か意味あるべくして殆ど凡て不明なり……………七八、二〇四

塚には人を埋めざるもの多かるべし……………二〇三

諸國に十三塚と稱する列塚あり……………四、五〇、二六三

多くは邑落の境上に築きたるが如し……………一五六、二六三

一の大塚と十二の小塚とより成れるが如し……………一九七

此形式は出雲風土記神名樋山の石神に似たり……………

地鎮の趣旨に基くものなるべきは容易に推測し得るも何故に十三なるかは不明なり……………四九、七六

大日を中心とする十三佛の拜祀は右と因縁あるに似たり……………二五

十二神の信仰は種々の態様を以て今日に傳はる……………八九

左義長の壇に十二の青竹を用ゐる……………八七

公家の左義長は正月十五日と十八日と再度あり……………



十八日の左義長には唱門師之に與る……………九〇

唱門師は一種の巫祝なり金鼓を打ちて舞ふ……………

十五日の左義長は今も其式を民間に傳ふ……………一八二

左義長の壇は厄神塚に似たり……………一八八

厄神塚は御靈會の山及鉾の先型なり……………一八九

塚は定著の祭壇にして山及鉾は移動する祭壇なり……………一八二、一九九

送り物の習慣は今日も塚と因由あり……………

信濃越後出羽にては左義長と同日同式を以て道祖神の祭を營む……………一四〇

武藏の道祖神祭も正月十五日なり此日社頭に松飾を焼くの風存する

ものあり……………一八四

サギチャウの語は舞踊の歌曲に出づるか……………一八五

鷲宮と云ふ社あり之も因由あるか……………一八九

サギチャウをトウドと云ふ……………八八

唐土権現藤堂森等諸國に存せり……………一八九、二八一

森には塚又は壇の遺址なるもの少なからず……………二〇〇

今日の所謂神道には輸入の分子猶多く存留せり……………一六四、二五〇

佛教は此を取りて彼に入れたれども道教の信仰は自ら來りて此中に

混流せり……………二一五、二二一

殊に道教の渡來は佛教よりも古し……………八四、一〇四、一六〇

八百萬神の名の如きは陰陽師の所説なるべし……………一六五

唯道教の傳道には些の統一なし……………一六一



公家亦必しも之を重視せず……………一九五、二四五  
 世降りては曆法も天文道も共に再び迷信の食物と成れり……………二四三、二四五  
 道教の信仰は破片となりて海内に散布す……………  
 而も其威力は決して少小ならざりき……………一六二  
 思ふに結集以前の道教は其本國に在りても亦此の如く錯雜なりし  
 ものならん……………二四七  
 日本にても道教第二期の隆盛は最も思想の統一を缺きたる足利時代  
 に在り……………二四八  
 此時代には佛教も既に之を利用して自家の勢力を張るの具と爲す  
 こと能はざりき……………二四六  
 然れども道教の方は却りて佛教に依りて立たざるを得ざりし也……………一六二

要するに右二種の宗教は癒著して一畸形を爲せし也……………一七  
 所謂兩部神道なるもの實は三部の習合なり……………一六一  
 蕃神信仰の傳播には古來鉦鼓歌舞の力を假りし例多し……………一五五、二五六  
 御靈、設樂神の類皆是なり……………一六三  
 是れ恐くは古シヤマン道の面目なるべし……………一〇四  
 公の記録にも渡來神の記事既に多し……………一五八  
 此他漸を以て民間に入りし者更に多からん……………一五四、二四九  
 大年神の記事は舊事記に見ゆ……………二一〇  
 其十六の御子神と云ふは各種の信仰の集合なり……………二一六  
 古事記中の同文は摺入なりと信ず……………二二〇



竈神、山神、田神、宅神は皆此中に包含せらるる……………二〇七  
 聖神は曆法より出でたる神ならん……………二三〇  
 大年神は大歳なるべし……………二〇六、二一八

後世大歳の信仰衰へて之を八王子の一と爲す

八王子神は日吉にも祇園にも夙に之を説けり……………二二三

唯之を牛頭天王の子とし天王を素盞鳴尊なりと云ふが如き説は

存外近き世の發生なり……………二二六

祇園牛頭天王縁起及簠簋内傳は共に足利初期に成れるに似たり

尤も素盞鳴尊を行疫神なりと云ふことは其以前より存在せし説なり……………二二二

簠簋の八王子神の名目は亦雜駁なる集合なり

曆の八將神は即ち是なり

又八龍王に配し古史の五男神三女神に附會す……………二二七

凡て八の數の思想に基きて作り上げたる説なり

八王子の中にも大將軍神は孤立して特色を有す

洛東の將軍塚は此信仰に出づ……………七九

諸國に將軍塚あり信濃なるは山頂の列塚也……………八一

大將軍は閉塞を掌る神なり……………一四二

勝軍地藏は亦同一系統に屬するか……………八〇

地藏は佛教にても地神なるが如し……………六六

武家時代に及び文字に基きて之を軍神として崇敬せり……………八三

守宮神守公神も亦文字に因みて信仰せられしか



二三の國にては國府の地に此社存せり……………四八、七四  
 將軍塚と守公神とは因由あるか……………一四二  
 又司宮神、主宮神、四宮神と稱する神も此神なるべし……………二七三  
 地名にはソクジ、スクジと云ふものあり同じ神の舊祭場なるべし……………一四一  
 守宮神、司宮神等はすべて當字にて、もとはソコの神即ち邊境の神と云  
 ふ義なるべし……………二三六、二四二  
 十禪師は注連神にして又防境の神なるか……………三六、一八三  
 釋日本紀には壘又は塞をソコと訓めり……………一四三  
 倭名鈔にても亦同じ訓あり  
 ソコはサキ、ソキ、遠サカル、裂ク、避クなど、同じ語原より出づと信ず

塞、柵共に漢音にてもサクなり……………二三六  
 あいぬ語にてもサクに界障の義あり……………二九  
 古き我國の地名にも佐久郡佐久山佐久島佐久間などいふもの甚多し  
 サクには我國にても邊境の義ありしに似たり……………四二、二三七  
 延喜式の諸國の佐久神社は塞神のことならん……………二八  
 而して佐久神は即ち今日のシャグジなるべし……………二三七  
 シャグジを土地丈量に因縁ある神なりといふ口碑あり……………八、六四、一九一  
 延喜式臨時祭の卷に障神祭あり……………一三四  
 障の字或は鄣と書す塞と同義なり  
 障神は即ち亦サヘノカミなり  
 諸國に何障子又は障子何と云ふ地名多し……………三、一〇一



障子は即ち障の神を祭りし場所なり……………二三四

或は之を精進、精進場など書す轉用なり

精進はアイヌ語に出づと云ふ説あり……………二三

我民族の國を建るや前には生蕃の抵抗あり後には疫癘の來侵あり四

境の不安絶えず即ち特に地神の祭式に留意し境界鎮守の神を崇祀し

たる所以なり……………二四九、二五七

三十番神の信仰之に基く……………一六四

門客神の齋祀亦盛に起れり……………一五七、二三八

日を忌み方位を擇ぶの法は道家夙に之を教へたり……………一六二

然れども之と共に厭攘の祈願、防護の悃請を神に掛くるは最も自然

の業なり……………二五九

而して石を以て境を定むる本邦固有の思想は塞神の信仰に伴ひて

永く存續することを得たり……………一四九

所謂神護石の保存も此結果なり……………九三、九七

石棒石劍の如きは殊に靈物なり……………九、二〇三

假に和合神の信仰に混すること無くとも神として久しく幽界に君

臨すべきものなりき

故にシヤグヅは石神の吳音に非ずとするも之を石神と稱して些も

誤謬なし……………一〇九、二三八

赤口神の説牽強なりと雖義に於ては即ち通ぜり……………二三九



石  
神  
問  
答



松岡約齋翁平生好みて此種の題目を研究し  
たまひしが若くして別れまつりしかば終に  
其説を聞くことを得ざりき今若し世に在り  
て此書の成るを見たまはゞ必ず欣然として  
卷を翻へし且ほゝゑみて我を見たまふなら  
ん  
國 男  
しをりすとたゝすむ道の山ぐちに又かへり  
みるこしかたの雲

一 柳田國男より駿州吉原なる山中笑氏へ

拜啓 清秋の候御左右如何 時々御上京のよしを承知仕候へ共私用に妨げら  
れ其都度拜眉を得ず背本懐候 偕久々掛ちがひ居候間に 御高教を仰ぎ度問題澤  
山たまり申候 諸國村里の生活には書物では説明の出来ぬ色々の現象有之候中  
に最も不思議に被存候一事はシャグジの信仰に候之に就きて何か曾て御取調又  
は御聞及のことは無之候や伺度候

小生は最初右は關東數國の間に限られたる信仰とのみ存じをり候ひしに此  
頃注意致候へば西國の端々迄之に因ある地名分布致居 愈好奇の念に勝へず候  
例へば

若狹三方郡の三方湖の西岸より常神岬の方へ越ゆる峠に「鹽坂越」とかき



てサコシ

播州の海岸備前境に接して坂越 これは今日サカゴエなど申す者も有之候へ  
共實はサコシにて 以前はシヤクシに近く唱へ候か 幽齋の狂歌に しほは  
早よき程なれや鍋が島しやくしの中に入れて見つれば などとも有之候

肥前北松浦郡海上の小嶼にシヤクシ

壹岐にも杓子松といふ由緒ある古松二所まで有之

全體如何なる筋合の神に候やらん 小生は未だ些も存じ寄無之 古人前輩の説も  
確たる據はなきやう被存候が貴見如何に候や

三狐神の訛にて三狐神は即ち御食神なりと云ふ説は和訓栞に見え候へ共  
稻荷は常にシヤグジと併存致居候上 狐の字を濁りて訓むことうけがたく  
候

陰陽道の赤口神シヤクなりとの説は南留別志に見え申候へども 例の理由を示さ  
ず候故ほんの想像かも知れず候

石を祀る故石神なりと云ふ説は新しく且有力に候へ共信じがたき點有之候  
右諸説の外にも由來を傳へ候土地の口碑など御聞及は無之候や 小生は未だ  
如何なる筋の願事に祈る神様なるかをも知らず候へば 元より此神の性質を斷  
言し得ず候へ共 兎も角も其語が日本語で無いことだけは確ならんと存じ居候  
が御見込如何にや もしさなりとすればアイヌ語其他の辭書を搜索して類似の  
語を辿るも一方法なるべきかと存じ候 日本には地名にて意味のわからぬもの  
頗多く 其中にはアイヌ語可なり多く候へば先づ此方に手を著け可申候 それに  
しては九州の同じ地名注意の値有之と存じ候 シヤグジに因由あるかと存じ候地  
名には



精進 假名にてシャウジと書くもあり シャウジンとはねざる所注意すべく候

四

甲州にも又御地富士郡にも駿東郡にも有之 其他の國國にも折々見かけ候 シャグジ、シャゴジとは音最も近く候

象頭 サウツと申候は讃岐の金毘羅一例に有之 駿河の梅ヶ島にも又陸中の閉伊にもこの地名あることを聞及申候 象頭場とも象坪とも書きたるが有之候 精進も地方によりては精進場と有之候 例へば常陸西茨城郡大原村小原のナシバタ小字 武藏入間郡南畑村上南畑のナシバタ小字等にて 武藏には殊に多く候

十三 これは文字の縁や、遠く相成申候へ共 實際十三と申す地名は意味の不明なるにも拘らず 全國に分布せる地名にて候 九州は大隅の始良郡より北は奥の津輕まで到る處に十三塚などといふ地名有之 關東殊に多く

候 武藏都筑郡山内村莊田なる十三塚は十三と申ながら塚は唯一つにて 其上にシャグジを祀りあるよしに候 兩者何等かの因縁無之や

自分には取留めたる考も無之候へ共 何でも蕃人の神にて 我々の祖先土著の砌彼等との地境に之を祀り相侵さざるを計りしこと 恰も山の神塞の神荒神などと同じきかと存じ候 それには社の有どころ何よりも研究の必要有之候 從來御心付のことも候はゞより、御聞せ被下度 民俗學の専門家出で候は何れの日とも期しがたく候故 吞氣なる言草ながら大人を頼りにして此からシャグジの調査に取掛り申度候 何分御助力願上候也 頓首

九月十五日

東京市ヶ谷

柳田 國男

駿州 吉原町

山 中

笑 様

侍史

五



(一) 其後同類の地名を他の國々にも見出でたり

美濃揖斐郡宮地村宮地 字杓子

美作久米郡倭文東村福田下 字杓子田

越前足羽郡麻生津村徳尾 杓子山

磐城西白河郡信夫村増見 字尺子内

遠江榛原郡坂部村 字前玉 坂口山

又シヤクとのみ云ふ地名は甚だ多し 杓子のことは後に話あり

(二) 精進場シヤツジバと象頭場ゾウツツバと音は似たれども別事なるべしと思ふ仔細 竝にシヤグジは矢張日本語なりしことは書簡第三十二に於て之を言へり

二 山中氏より柳田へ

拜啓 秋冷の砌御安寧奉賀候 陳ば此程は貴狀被下御返事改めて可申上候處 何やら多事延引御免被下度候 御問合のサクジ 別に取調べ候と申す事も御座なく候へ共 當郡中に御座候村名及文字知れ居候分御參考に申上候

(一) 富士郡吉永村西比奈ヒナの春日大明神社内に祀りあるは尺地様又はオシヤモジサマと云ふ 神體無し 何神か詳ならず

(二) 同郡大宮在に山本と云ふ地あり 此處にては社護と文字には書き候由

(三) 同郡横割歩切りのわきにあるのは社宮司と書く

(四) 同郡須津スヅの江尾エノ 文字不明 オシヤモス様

(五) 同郡今宮 文字不明 オシヤモス様



(六)同郡岩本

同上

同上

右の外にも御座候事と存候 又比奈村に石神社と云ふがありと駿河志に御座候  
又三澤村石神社 傳法村石神社 横割の石神社等も同書に見え候 前記のと同じ  
にて文字異なり候と見え申候 横割のは社宮司と書き候由なれどこれには石神  
と記し有之候 貴説の如く澤山御座候事と存じ候 偕此等に就きての諸説は

(イ)神體石故石神と書せしと云ふもの

(ロ)昔時田畑の尺を計りし後に其尺を神に祀りし故尺神又は尺地と云ふな  
りとするもの

(ハ)社宮司と云ふは神官の義には非ざれど神に奉仕する神なりと云ふもの  
等にて 社護と申すのには別に説も承り不申候 何れもオシヤモス、オシヤモツ、オ  
シヤモジ、オシヤモと申居候も 一村の者が兩様に唱へ居る例も有之候て 必しも

其一に限りたる事には無之候

偕愚考は別に無御座候へ共 第一の石神説を採り申候 今でも神體の無き社ば  
かりでは無之 或社には神體ありて流行せしより 神體の石棒無き社もオシヤモ  
ジ様とて祀り候事かと存じ候 下練馬の石神井にては其地より出でし石棒が神  
體に相成 右石神よりオシヤモジと相成 飯杓子を納め申候 品川のオシヤモジ様は  
江戸名所圖繪にも出で居候 現今は南品川安泰寺に移り石棒は御座なく候も 慥  
に以前有りしと云ふ傳説は有之 品川の娼家某方に存すと申す事に候

武野夜話に出で居候は 秩父大宮の南なる日野村の棒の神は神體石棒同熱川  
村猪狩山の麓なる下池の熊野社も石棒が神體なり 相州大山石尊大權現の神體  
は石棒三尺五寸程のものにて 此石劍に因み木太刀を納るものゝよしに候 甲斐  
北巨摩郡武田八幡の神體も石劍と承り申候 諸國に此類多く 小生甲斐に居り候



砌道祖神を調べ候に 何れも石の棒又は圓き石に御座候ひき 此等にて愚考はオ  
シヤモジ様は石神様のことゝ存じ居候

精進と申す語 蝦夷語にて解釋致候說先年も有之候ひしが 蝦夷語辭書手元に  
無御座何とも申兼候間 何卒御調べ被下度候

象頭場と象頭山のこと 一向知り不申候が ザウジ 雜事場とでも申すことならずやと  
思はれ申候

十三の名目 左様に廣く諸國に御座候事知り不申候 御示に因り承知有がたく  
奉存候 夫に就ては何等の考も無御座候が もしや塚を十三佛に配し候事にも無  
之かと存じ候

此等の事は昔の流行物と見なし可申か 一地方にオシヤモジ流行すれば 同信  
仰諸國に廣がり候事に候はずや 神佛ともに或時代に同一のもの諸國に起り候

事ありと存じ候 如貴說民俗學進み候はゞ解釋出來候ことも多く御座候ことゝ  
存候 右等何の御參考にも不相成ことゝは奉存候へども 御返信迄に申上候頓首

十月五日

山 中 笑

柳 田 國 男 様

(三) 社宮司を神に仕ふる神なりとするは文字に拘泥したる不通の俗説なれども  
此神を大社の境内に祀る例多き爲唱へ始めしかと思はる 多數の攝社末社  
又は寺院の守護神伽藍神など稱する小祠の中には 略一定の種類あり 荒神



山神稻荷などは其最なるものとす 別の目的を以て勸請したる者も無きに非ざらんも 大抵は地鎮の意味を有するものなり 此狀の記事に依るもシャグジが一種の地神なるべきことは想像し難からず

### 三 柳田より山中氏へ

御細書待兼拜見仕候 シャグジの事既に年久しく御心掛け被遊候由にて 色々の御見聞一時に御教示被下望外の幸福に候 殊にシャグジをオシヤモジと稱する事は 多分杓子より出でたる近代の語かと存じ候が 小生は近頃駿河志料にて駿東郡葛山カツラヤマ(今は富岡村の大字)に唯一箇所左口司の森をばオシヤモジと云ふよしを見出で 珍しきことに存じ候ひしに 御近邊にては何れの村のをも大抵オシヤモジ等と申候のみならず 間近き品川にも一のオシヤモジ様ありて江戸名所圖繪に見え候とか 今更涉獵の深からざるを恥入申候

御示の如く名稱の變遷も度々有之べければ 無暗に通説を批難することは慎むべき義に候はんも シャグジの起原は石の神なりとする御考證には未だ心服仕



る能はず候に付 試に疑點を申述べ候 何とぞ御閑暇の折御批判被下度候 此説は坪井博士あたりに始り候やう信じをり候が 其以前にも此考を持ちし人有之候ことにや 是亦御序に御教示被下度候 シヤグジ石を祀るが爲の名に非すと考へ申候仔細は

(イ) 大多数のシヤグジは石神とは書かざること

文字はあて字にて度々書改めあてにもなるまじく候へ共 新編武藏風土記稿には小生の勘定では二十五箇所のシヤグジ有之候處 石神と書くもの六 石居神一石神井社二(外に石上イシガミと稱するもの三社有之候)残り十六のシヤグジは 釋護子、遮軍神、遮愚彌、蛇口神、社宮司などゝかき申候 御地の駿河志料には九十五のシヤグジを擧げたる中に 石神とあるもの僅に十 其他は社宮司、左口司など最多く又山護神、左久神、射軍神などゝも有之 石護神と云ふのも一所見え申候 尾張志

には六十六のシヤグジを擧げたる中に 石神とあるは唯三つにて 其他の多くは假名にてシヤグジ又はサグジと有之候 大字小字の地名には石神と書きてイシガミ又はイシカミと云ふもの諸國に少なからず候へ共 其處にシヤグジを祀れるものは多からずと被存候

(ロ) 石神は後世からのあて字らしき節々

石を神とする故の石神ならば 分り易くむしろ石神イシガミと申すべく 然らざるも勿體らしくシヤクジンと吳音にて呼ぶならば 兎も角 諸國のシヤグジは申合せたやうにシヤクのクの字を濁り 又ジンと語尾をはね申さぬが多く候 オシヤモジに轉じたる元のシヤクシも 石神井と井の字を加へたるも共にジンとはねざりし證にて シヤグジがシヤクジンとなりしは寧ろ「シヤグジの社」の「の」の字かも知れず 又神らしく唱へん爲にジンとしたるかも知れず候 つまり石神シヤクジンがシヤゴジ、サグジと



轉訛する筈は少なくシヤグジ、サグジがシヤクジンに轉ずる筈は多く候當時恐くは別に石を祀る慣習即ちイシガミの信仰がありしより所によりてはシヤグジをもそれに引付けたるかと思へ申候

(ハ)シヤグジにして石を祀らざるもの多きこと

今となりては一々御神體を尋ぬるの外なく候へ共實際御神體の不明なるもの外に小祠にては御幣のみを立て又は外の神體を坐るたるも多く候一二の例を申し候はゞ下目黒の遮軍神社シヤゴジレンシヤは神體四寸ばかりの不動に似たる木像にて脇立は甲冑を著けたる木像に候玉川の上流二俣尾の石神社は村の鎮守にて神鏡を安すと有之其下流なる和泉の石神祠は神體木の坐像にて豊磐間戸櫛磐間戸の二神を祀ると申傳へ(四)入間郡戸の口の蛇口神社は御神體十二天中の水天に似たりと申し候

(ニ)石を祀りてシヤグジと言はぬもの亦多きこと

奥州に多き駒形神社さては金精神など皆最初は石棒を神體とせりと申すことに候が此點も御聞及の事多く候はん(御序に承り置度候)東京の近邊にても御申聞のものゝ外に南多摩郡新井の石明神社比企郡下伊草イクサの氷川社秩父郡枋谷の御前社ミサキなど石劍其他の石を祀り居候石神社とて石を祀れるは兒玉郡神保原村大字石神の石神社これは三尺の石劍入間郡大塚の石神社これは川より上りたる長四尺横一尺の赤き石の由此二つのみ武藏風土記稿に見え申候

此等の事實を考へ候へば大昔石を祀るの風ありしことは疑なく候へ共石を祀るが故に石神即ちシヤグジなりとはちと申しにくきやう考へ申候そんなら何かと云ふ考も定まらぬうちに無責任のやうに候へ共シヤグジの名の由來はどうも外にあるやう存せられ候に付試に申置候小生も能ふ限御神體を尋ねありき



申すつもりに候へども、御地の方が萬事都合よく候やう考へ候に付、何とぞ此後とも御心掛け給はり度候

精進の語原アイ又語に出づと云ふ説は何に見え候ひしか承り度、小生手元なるバチエラー氏語彙は元より語數少なく、其中には見え申さず候

十三塚は又十三本塚とも十三坊塚とも申す所有之候、佛敎に基き候ものならばわけも無き義に候、十三佛は如何なる次第のものに候や、これも手がかりと考へ申候、出所御高示を仰ぎ度候也

尙々石尊の由來竝に杓子を神に獻する巖島などの慣習等旁出して細に究めたき廉々多く候、御煩しくとも此後屢御相談を申上度、行々はシヤグヅ考とも題すべき大著述出來候はゞ、定めて大に學界を裨益も何も致さぬことゝ存じ候、象頭場は雜事場の御説、雜事とは領主又は代官入部の節の義務的御馳走を申すこと

と承り居候、山奥の地名には似つかはしからず候はんか、早々頓首

十月六日

柳田 國男

山中 笑 様  
侍史

(四) 豊石窓命、櫛石窓命は門神なり、古事記に依れば二神は共に天石戸別神の別名にしてもとは一の神なるべきを、延喜式には宮中にて御門の巫が祭る神八座とありて、四面の門に此神各一座を齋けるは、既に偶生神の信仰に移れ



るにや 式には別に丹波多紀郡の櫛石窓神社あり 天石戸別神社も諸國に多し 天石戸別命は手力雄命と云ふは古史傳の説なれども 平田翁以前既に此説ありしにや 京の清水の地主權現の神は文珠の垂跡にして天手力雄命なりと云ふこと 體源抄及玉葉集に出づと云ふ 此も鄙説にては石神の縁由なりと思へり石神を豊櫛二神なりと云ふこと往々聞く所なり 越後魚沼郡守門嶽の神も門神なるか 山下の村々到處に之を祀れり

#### 四 山中氏より柳田へ

拜復 秋深く相成候砌御安寧奉賀候 陳者シャクジの事 貴説御示し被下有難く奉存候 小生は石神の轉語にてオシヤモジと相成候と存居候事は前便申上候通に御座候が 種々の方面より御教示被下猶も研究可仕候 此説坪井正五郎氏より始りしには候はず 明治十年刊行松浦武四郎氏の撥雲餘興卷一に雷槌の圖を出し其説明中に

(上略) 荏原郡高輪おしやもじ横町のしやくしの神社の神體も同物なりしやくしのおしやもじに轉ぜしものか 縁遠き婦人は此社に立願すれば必ず驗ありとぞ 是雷槌を陽形に見立て良縁懷孕を祈りしものか 東京近在の神社も時々是を神體と爲す云々




と御座候説を始と致し可申かと存候 小生も松浦翁の説に服し居候事にて

(イ)石神がオシヤモジ杓子に轉ぜしと存候ことは音の通轉し易き爲に候

(ロ)オシヤモジ様に何を祈願するかと言へば 多數は子供の病氣殊に咳 又は良縁安産等にて男子に關係せしものに非ず

(ハ)婦人の祈願より子供へ移り候ことと存候 これ石棒を陽形と見なせしより良縁懷孕安産等を祈願せしことと存候

人氣に投ぜし流行神ハヤリガミは意外に分布も廣く候ものにて 秋葉の火防御嶽の盜人除又は近頃の招猫の如く 諸國流行に相成候事も候へば <sup>(五)</sup>一地方の流行殊に江戸高輪のオシヤモジの大流行は諸國にても婦人に傳はり出せしことと存じ候 元來の石棒失せし社又は始から石棒の無い社も是が爲に出來候ことも候はんかと存じ候 現時石棒の有無に關せず婦人に因ある祈願の的と相成候事は考ふべきこ

とと存じ候 甲斐中巨摩郡下高砂村カラカサに傘地藏と云ふありて 安産の守佛として祈る者多く 且此村には産のあやまち無之由 此地藏尊の背に開き戸ありて本箱のふたの如く内には一尺八寸の石棒蓮座にはめ込みありしを一覽致せしことあり これも陽形に見立てしが故と存じ候が  の形つぼめし傘の形

故かくは唱へ始めしことと存候 甲斐には澤山に新古の石棒御座候が 此等は道祖神として祀られをり候 小生自説を申す譯では無之候へ共 今の處何とも他に證を得る程のこともなければ 御説には候へ共服し兼候 猶々御研究の上御示教を蒙り度事に御座候

精進の語原アイ又語と申すことは故津田仙氏の説と覚え居候 其説を承りしこと御座候 バチエラー氏辭書には無之由承り候 猶他に御調べ置を願ひ候 十三佛のこと よくは存じ不申候が 大日を主として十二佛をならべしことは



御座候と存候<sup>(六)</sup> 此民間の信仰も中々廣く行はれしこと、存候別紙十三佛の御影  
呈上候 此御影にて板異なり候もの他に一二枚持ち居候 信仰の盛なりし故と存  
じ申候

右は御教示を猶も希ひ度て申上候次第に御座候 頓首

十月八日

山中笑

柳田國男様  
机下

(五) 山中笑氏福助考は集古會誌己酉第三號に見ゆ

(六) 大日を中心としたる十三佛を拜すること 全く我國特發の思想なるべし 大  
日塚は今も諸國に在れば 十三塚の十三佛と因ありと云ふも據あるに似た  
り 唯何故に十三と爲し且つ佛の數に配して塚を築きたるかは何處迄も不  
思議なり 我皇祖神は日神にませども 直に日輪を崇祀することは古史に聞  
かざる所なり 武藏の日奉氏<sup>ヒマツリウヂ</sup>は國津神の末なるかと覺ゆ



五 柳田より山中氏へ

云

過日は御懇書忝く拜誦仕候 シヤグジは一般には祈禱の神ではなく 地主、鎮守乃至は産土神の類なるべしと存じ候ひしに 婦人の病を祈り又は子を祈り候やうの風廣く行はれ居候とならば 成ほど再考を要し候 併し御示しの如き信仰の有之候ことは 例へば富士郡などにては何村何村と云ふ二三所にて 其餘の多數は何の祈願をも掛けに来ぬ只のホコラにては無之や 可相成はどの社とどの社にそのやうな信仰有之と云ふことを承知致し度候

シヤグジが一種の流行神なりしと云ふことは 兎に角 江戸高輪のオシヤモジが其元祖なりしやうに被仰候は甚如何かと愚考仕り候 シヤグジは決して近代の神にては無之候 徂徠が南留別志に其由來を説かんとせしことは前便申上げし所

又蜀山の一話一言(卷二十五)にも 正保元年釋寺野に鹿狩ありしことを記し釋寺野は今の石神野かと有之候 此にて見れば本意は石神にもあれ何にもあれシヤグジと申す語は流行にて出來たる語ではあるまじく存ぜられ候

更にすつと古い所を尋ね候へば 石神の社は延喜式の神名帳にも數座有之候所謂

- |       |        |
|-------|--------|
| 河内高安郡 | 石神社    |
| 伊勢鈴鹿郡 | 石神社    |
| 同 員辨郡 | 石神社    |
| 陸奥黒川郡 | 石神山精神社 |
| 同 桃生郡 | 石神社    |
| 同 膽澤郡 | 磐神社    |



能登能登郡

宿那彦神像石神社

同 羽咋郡

大穴持像石神社

等に候 併し是と同時に

甲斐八代郡

佐久神社

但馬氣多郡

佐久神社

出雲意宇郡

佐久佐神社

同 同

佐久多神社

近江栗太郡

佐久奈度神社

などの神々も有之候 此時代には石神は音讀せずしてイハガミ又はイシガミと申せしことは色々證據有之候 金葉集戀下寄石戀 逢ふことをとふいしがみのつれなさに我心のみうごきぬるかなとも見え申候 式の佐久神の中にも近江栗太郡

の佐久奈度神は殊に注意すべきものに候 地誌には勢多川鹿飛シントビの邊なる櫻谷神サクラダン社を以て之に當てをり候は誤らずと存じ候 唯祭神を瀬織津比賣命と申候は思ふに大祓詞の「さくなだりに落瀧つ早川の湍に座す神」よりの推測説にて候べく候 此地は東國より南山城に入立つべき天然の徑路にて昔の大石關も在りし所なれば 佐久奈度はやはりクナドの神に可有之 然らば頭の「佐」は如何と申さばサクとクナドと二語同義なるを打重ねたるものと考へ申候

佐久と申す地名は信濃の佐久郡を始め諸國に有之 尾張の海上に佐久の島下野那須野に佐久山も有之 又安房其他に佐久間と申す地名も 其意義今以て不明に候へ共 多分は佐久神と同源かと愚考仕候 日本語にて「遠ざくる」のサクなりとも可申も 現代アイヌ語にてもサクは隔絶の義有之かと存じ候 恐くは古代の生蕃即ち所謂荒ぶる神と新に平野に居を占めたる我々の祖先とを隔絶する爲に



設けたる一の隘勇線ならんかと愚考致候が 御意見如何承り度候

三

此頃新編相模國風土記を檢し候に 彼地方にては石神多く社宮神又は佐護神  
少く 且二種併存する村は一も無之ことを發見致候 さ候へば近世となりては石  
神シヤグジは同じ神とせしことは疑なく候 唯最初より此二つの神同一なりきと  
は未だ信じ難きのみならず 少なくともシヤグジの名義は石の神に基かざることは  
延喜式之を證するかと存じ候 或は式の佐久神は今のシヤグジに非ずとも申すべ  
きも 現に御地三保の松原なるシヤグジの如きは新風土記に佐久神と記し有之候  
道祖神石を祀るの風は甲州に限らず諸國にも有之やう承り申候 倭名鈔箋註  
などには道祖も岐神もクナドノカミ異名同神なりと考證し有之候 さて佐久と久奈止とも亦  
同じ神なりとすれば 佐久神石を祀るも必しも恠しむに足らず候へ共 其神體と  
する石は決して御示しの如き一奇形には限らざるやうに候 或は圓石もあれば

天然の生石も有之候 従て右一奇形に因したる願事を掛くるは甚謂れなく候か  
且又如何に交通不便なる世とは言へ 村毎に一箇所二箇所づゝも勸請すべき必  
要も解しかね候に付 假令流行の元祖が江戸高輪のオシヤモジよりも古かるべし  
としても 一箇所の石棒の神徳が斯く廣く及びたるものとは認むること能はず  
猶追々證據をさがし御相談に及ぶべく候

次に荒神に付ても久しく疑惑を抱きをり候 東京などにては竈の神のやうに  
承りをり候に 諸國にては山野に之を祀り候上 出雲などにては荒神は大抵森の  
みありて社なきこと三輪の神と同じく候 右は別々の神にてたま／＼名稱を同  
じくするものによ 又之を竈の神として祀る由來別に有之候こと御承知に候や  
如何

十三佛のこと御懇示有がたく存候 此佛たちに由ある塚と致候ても 何の爲に

三



塚を築き候ひしかは猶不明に屬し候 塚には一體わけの分らぬもの少なからず  
これは専門の研究家幸に有之候こと故 實地調査の結果を待ち可申候 近江輿地  
誌略を一讀致候に 村々に十禪師と申す社多く有之候 佛典に出で候ものかとも  
存じ候が 何れも社なるが奇恠に候 十三坊塚とは關係無之か 攻究致度ものに  
候 猶御閑暇の節は御返書待上候 草々

十月二十八日

柳 田 生

山 中 大 人  
侍者

六 柳田より和田千吉氏へ

突然の御尋失禮千萬に候へ共 此頃古代住民の生活に關し少々研究を試み居  
候間に不審を生じ候廉二三點御教示を受け度 御煩し申上候

一 將軍塚と稱する塚 京都に在るものゝ外に 猶諸國に存在するやう存じ候  
此中にて曾て發掘調査せられたるものゝ記録は無之候や 又田村將軍を葬りし  
と申す申し傳へは 古くは何に見え候ことによ

二 十三塚十三本塚十三坊塚などゝ申す塚 關東の諸國を始め諸方に多きやう  
存候 此も埋藏物の内容などより名義を考證せし研究御記憶に無之候や 十三と  
申し候ても數の十三あるは寧ろ少なきが如く 且假に以前數の如く有りしとし  
ても 何故に十三とせしか不審に候 此六月に若狹の遠敷郡を旅行致候頃 國府



附近にてたしかジウゼン塚と申すを發掘せしことあるやに記憶しをり候 近江地方には十禪師社(七)と申す由來祭神不明の小祠極めて多く候 此と十三塚とは何か 因由有之ことにや 御存じ付も候はゞ御示教被下度候

三 東國にはスクモ塚と申す塚折々有之候 右は單に形似に基きたる名目に可有之や 此も既に調査せし記録など有之候はゞ承り申度候

四 塚には段々年代も有之やう承り居候が 一里塚又は勝示塚或は近代の富士淺間の塚などの如く何物をも埋藏せず 單に土を盛りしばかりの塚は外にもまだ有之ことにや 承知致度 又供養塚と申候は經塚などのやうに普通何か土中に埋め候ものによ 此も當夏の旅行中木曾より飛驒へ越え候山頂に數坏の塚の併列するを見うけ申候 右は單純なる勝示塚とも考へ難く 不審を抱きをり候次第に候

右は御迷惑なる御願に候へ共 いつか御暇の節御教示たまはり度 大凡塚の名には神恠なるもの多く 各地の塚名を比較研究致候はゞ 趣味ある學問なるべしと存じ候も 御雜誌なども近年より拜見致候のみにて未だ所在地表を作るに至らず候に付 多分は無益なる苦勞を致し居候事と信じ申候 何とぞ可然御指南希上候也 恐々頓首

十月二十八日夜

柳田 國 男

和 田 千 吉 様



(七) 十禪師社と關係ありや否は知らず ジウレン又はジウゼンと云ふ地名は多くあり

土佐安藝郡室戸村室津 字 十連北原

因幡岩美郡稻葉村瀧山 字 重禪寺

同 氣高郡豐實村上原 字 十膳

攝津豐能郡枳根屋村神山 字 十蓮寺

美濃安八郡大藪村御壽 字 十連坊

近江蒲生郡馬淵村馬淵 字 住蓮坊塚

近江の住蓮坊塚は大字千僧供との境に在り 昔此名の僧ありきとも住蓮寺と云ふ寺ありきとも云ふ 住蓮は注連にてシメのことに非ざるか さらば亦境を鎮護する一種の塚なるべし 東京新宿の西方なる鳴子にも 住蓮長者

が墓として古き塚あり 十禪師宮は日吉本記に地藏の垂跡なりと云へり 此序に言ふ 諸國に東禪寺又は東善寺と云ふ地名 寺の址としてはあまりに多し 余は其數十を知れり



七 山中氏より柳田へ

三

此程は御手紙被下 石神に關し御教示に預り御禮申す事に御座候 オシヤモジ様オシヤモス様等と稱し居り候神 小生の知れる所にて子供の病氣平癒を祈願致候ものは

(一)遠州中泉の南方畠中の小社 百日咳及子育 御禮には小徳利に神酒を供す 神體不明

(二)駿州富士郡今泉村と傳法村との界に在る古塚 近年迄玉むくの樹ありしが今は伐取り畠地となる 此地をオシヤモツ様と稱し 飯杓子を此大樹へ納めしことありと云ふ 子供育ての願の由

(三)富士郡三日市場のオシヤモツ様 小社ありときく 子供の咳 神體不明

(四)富士郡大宮町中宿のオシヤモジ稻荷 小社あり 子供の咳及夜啼 神體不明

(五)富士郡須津<sup>ムド</sup>村中里より東一二町の地にオシヤモス様 子供の成長を祈る 神體不明

右の外静岡縣下に御座候オシヤモジの祠は何を祈り候かは詳ならず 何分土地の老婆などに承らねば知れず候には困り申候 しかし飯杓子を納むるは右一ヶ所の外には無之やうに候 序に候故飯杓子を納め又は其所より借り來る神社佛閣を申上候 此もオシヤモジと關係あることかと存じ候

東京向島三圍稻荷

同上吾妻森神社

品川安泰寺

秩父御嶽神社

豊前彦山權現

近江多賀神社

此外先便御申越の藝州宮島の杓子も右の類と存じ候 これは研究可仕事と存じ

完




候 右の多賀神社より出すものは疱瘡守と承り候 吾妻森のは平産と申す事に候  
 安泰寺のは江戸名所圖繪のにて無論子育のに御座候 三圍は開運と申すこと 御  
 嶽彦山等のは存じ申さず候 此類諸國に御座候事と存じ候 社寺より飯杓子を出  
 し候には二の起り有之かと存じ候

(一)社寺の所在地山間の地にて山より木材を伐出し候を以て 杓子其他の器  
 具山下駄など製作して里へ持出し賣り候より 其山へ參詣の者買求め來  
 りしなどに始りしことゝ存じ候 宮島御嶽彦山等此類と存じ候

(二)名稱の轉訛より來りしものにて 石棒を神體とせし 石神よりシヤクシと  
 成り 再轉シヤモジと相成 飯杓子を納め候やうに相成り候事と存じ候 此  
 類の第一は品川のオシヤモジ様に御座候

右の名稱轉訛の系圖を引來りしものは 祈願の目的は良縁懷妊を第一とし 後

には子育や子供の咳などの病氣を祈りて靈驗あるやうに信じ候に至りしことゝ  
 被考 全く  此形より起りしものにて リンガ崇拜の部類に入るべ

きものと存じ候

又飯杓子に子供の年と名前を書き「くつめき御免」と書き候もの 東京に殊に  
 多く見掛け候 門守に御座候が此もオシヤモジ様へ祈願するが起りと存じ候

さて又御示しの石神 式内其他に多く有之候事承り候 これは大石に神靈あり  
 と信じたるも候べく 又ある神が其石に觸れたまひしとか 石の形人の如く見え  
 候ものや 石の寶殿の如きものや 其石の邊に或神社ありし跡も可有之 腰掛石  
 法論石の如く御靈代に致せしも可有之 其石を持つ人の手により輕重ありと信  
 ぜらるゝもの 或は鑛石の大塊を神とせしも有之 一々取調べ候はゞ必ず石神の  
 通稱はありても各其起りを異にしをり候事を知り得べく候 右様に候へば其中



にても飯杓子に縁あるもの祈願の目的良縁子育などにかゝる神は即ちオシヤモ  
ジ様にてオシヤモジ様の元祖といふべきは南品川のものならんと存じ候

佐久の神の名稱或は貴説の如きものかも知れず候が小生一向考も無御座候  
サとは己れより離れたるものを示す語なりしが如く先<sup>サキ</sup>去<sup>サル</sup>指<sup>サス</sup>裂<sup>サク</sup>の類多く候へ  
ば御説の隔絶の義可然かとも存じ申候

荒神のこと 佛典にも無御座候由に承り候へば一種の横道ものにて山伏輩  
の申出で竈の神と致せしには無之候や俗説に荒神は淨き火を好まれ候故竈を  
清むる家には幸福を興へ玉ふと申候へば淨火を焚き幸福を得んとして祭り始  
め候ものかと存じ候

庚申のこと 御尋の如く正しき神佛にもあらぬものと存じ候 天狗の形の如く  
中古に作意せられしものにては無之か 或は又佛教傳來以前より土人が山や巖

や水や其他の自然物を崇拜せし痕跡が時代と共に變化し居り後に入來りし宗  
教中に混入せしものも可有之 又古代史中の人物のやうにせられしも御座候事  
と存じ候 例せば富士は當初は山其物を崇拜せし時代あり 後に大山祇とか木花  
咲耶姫とかになり 又竹取物語のかくや姫を木花咲耶姫なりとし 維新前迄は富  
士郡各地の淺間社は皆此小説中の人物即ち竹取の翁や媼や姫の婢女に配し候事  
に候ひき 此の如きことは神佛の上に澤山可有之と存じ候 今は忘れられて考の  
付かぬもの勿論多くあるべく候 近年は勢力も衰へ候へ共富士講の如く神佛何  
れにも由らぬものも有之 此は耶蘇教の變形と云ふ説も有之候へども何やら分  
らず 呪文の如きも何に基くか全然不明に御座候 此類は何の時代にも有之事に  
候べく候 何卒猶御教示を蒙り度ことに御座候 先は右申上度 頓首

十一月九日



山中笑

柳田國男様  
机下

追啓 十三塚及十禪師社の事一向存じ不申 御調べの上御教を希ふことに御座候

此頃當郡に流行致し候は 八薬師詣で八八幡参りと申し村々の老若連立ちて八幡社薬師佛の在る寺院等へ参り申し候 誰かに神の御告ありて當年は豊作なれども悪病流行して死人多し 八八幡八薬師を信仰すれば其災を免かるべしと申出せしに因るものゝ由に候

八 陸中遠野なる伊能嘉矩氏より柳田へ

(前略) 臺灣に在留中友人より飛州志なる叢書借覽致候處 該書中には山人の説話及シャクジンの事など豊富に記載ありしを見受け候 同書は勿論御一覽を経たる事と存じ候へども 山人説話の中心は飛驒地方に在るやに被察候 其他汽船中にて各地方の人々と雑談の折 シャクジンの事に言及び候處 其分布の廣大なると共に 或地方にはシャクジン必しも石の崇拜にも限らざるありとの事に有之 又當地方にても現に石の崇拜にシャクジンの名を附せざる多くの實際事例ありとすれば 尊臺の御持説なるシャクジン非石神論には殊に多大の注意を拂ふべく 拜察罷在候 (下略)

十一月十八日



陸中遠野町

伊能嘉矩

柳田賢臺

九 柳田より山中氏へ

既に落木の時節と相成候 岳陽の風物如何に候哉 御ゆかしき限に候さて此  
 間は御懇なる御説示感謝仕候 愈以て此神恠なる題目に深入せざる能はざるこ  
 とと相成申候 シャグジを杓子とし更にシャモジと轉訛せし徑路に付ては十分會  
 得仕り候も シャグジが石神の吳音なりや否やの論は未だ御説と一致し能はざる  
 は是非も無く候 此は當分宿題と致し置き更に涉獵を試み申度 何とぞ固陋執拗  
 なりと御嘲り被下まじく候

新編相模風土記に依れば 今日の中郡國府村大字國府本郷に守公神社 同郡吾  
 妻村大字二ノ宮に守宮神社有之候 前者は頗舊社にて 以前は國府六所宮の攝社  
 なりしか 同所祠官の家に藏する天文十三年の文書にも明に守公神と見え今は



足摩乳手摩乳を祀ると申傳ふる由に候 然るに薩隅日地理纂考に依れば 大隅國始良郡國分村大字府中に又守公神社あり 或は守君とも書し 諾冊二尊を奉祀すと申傳へ候 此社の祠官調所氏所藏に弘安十年の古文書二通有之 其一は宮侍が守公神社に上直すべき結番帳にして 他の一は守公神社侍所の疊調進の事に係り候 鹿兒島領には鎌倉權五郎を祀ると稱する御靈社の如き 相模國の神を齋きたるもの外にも有之候へども 兎に角二國共に守公神社が國府の地に在ること は奇とすべく候 或は既に守君とも書改めし如く 神名の因ありげなるより殊に 武家にて尊重せし爲かもしれず候 壹岐名勝圖誌に依れば 同國田河村大字川北 字門浦西に魄神あり 此をスクシ神と訓じ居り候 注意すべき事實なりと考へ申候

次に十三塚のこと 其後筑前續風土記を読みしに 同國に十一ヶ所の所在を列

擧し且考證の説有之 成ほど益軒先生は注意深き學者なりしと敬服致し候 筑前の十三塚は今日の六郡十ヶ村に互りて配布せられ何れも數は正しく十三ありしものゝ如く 東西又は南北に併列せしやうに記し有之 往きて訪ふべき値十分に有之候 次に貝原翁の説にては 十三塚は近古の風俗にて 佛を信じ冥福を願ふ者父母の死したる後三ヶ日より始めて 一七日、二七日、三七日、四七日、五七日、六七日、七七日、百ヶ日、一周忌、三年忌、七年忌、十三年忌の十三度に 法事を行ふ度毎に塚を一つづつ築き 其塚の中には經文など僧に書かせて埋め 之を十三佛になぞらへしものと云ふ説最も可然とて 他説用ゐるべからずと迄賛成せられ居り候 右は一應は尤らしき説ながらやはり想像に過ぎざるべければ 我々の説と相撲を取らするも必しも不倫には有之まじきかと存じ候 即ち近古の風俗とはあれども未だ記録の旁證あることを聞かず 塚の所在も野の端山の頂などに



て近代供養塚の慣習らしからず又何れの國にも數所づゝあれども寺や墓地などの如く普遍ならず多少一地方に偏在集合するの傾有之候など疑しき節有之候近年は塚の發掘大分の流行故果して右の如き供養塚なりや否ややがては埋藏物より立證し得る機會も可有之過日も和田千吉氏に材料蒐集方依頼致置候次第に有之候奥州白河町の東南十三原に在る十三塚は天正年中の合戦に討死せし十三人の白河侍を埋めたりと云ひ御地駿東郡泉村大字茶畑なる十三塚は建武二年の戦死者を埋めたりと申傳へ或年此塚を穿開きし者ありしに石櫃に片石の蓋あり内に古骨ありしとのことに候(駿河志料卷六十七)越中射水郡橋下條村大字橋下條の山中に在る十三塚は永祿六年の戦に越後方の討取りたる十三人の首塚なりと申す傳説有之由に候(韃臺餘考卷六)三州志著者の説にては首供養は上方にては三十三關東にては五十の首數に満ちたるとき之を營む

慣習の由なれば十三塚に付て此説あるは三十三塚の傳説を不當に類推せしものかも知れず候筑前の十三塚の中朝倉郡高木村大字佐田と云ふ國境の山村に在る者は是亦別個の口碑有之土人は阿部貞任が裔なりと自稱し貞任以後十三代迄の祖を現人神アラヒトガミに祝ひ十三の木像村に在りと申し(八)村内には別に貞任が子リウセンなる者の墓なりとて一の塚あるよしに候之に付て想起し候は此夏若狭國旅行の際國府の近村にてジウセン塚と申すを發掘せしこと新聞に見え居り候此塚の埋藏物も既に博物館へ報告ありしこと存じ候先便申入れ候近江等の十禪師社と何かの縁由あるものならば大に妙と可申候更に筑前にて注意すべきは今の筑紫郡御笠村大字大石(石神あるより名く)に在る十三塚は村の上なる大行事原と申す山野に在ること及び前の佐田村にも大行事社有之ことに候大行事は彦山權現の攝社にて舊神領内所々に在る小祠に候太宰管内志を搜索



致し候も如何なる神とも由來を傳へざるやうに候併し大行事は彦山神領には限らぬやうに記憶致し候が何か之に關し御思當りは無之候や伺上候

杓子に關する御注意ありがたく候御仰の如く門前の雜戸の生業としては豊富なる原料と云ひ家々缺くべからざる品物と云ひ之を作りて家苞に賣るは如何にも自然なる思付に候箱根の宿の如きも今以て其一部に杓子町の地名あり元和二年の新道開け候以前には専ら之を參詣の輩に販ぎ活計を立てたりしが如くに候唯之を以て報賽の物ざねとせし順序に至りては説明些しく單純なる能はず候社僧寺僧が門前百姓に頼まれてはやらせしとも考へ難ければ何か仔細のあること存じ候猶ほ旅行の際心がけ可申ことに候近江愛智郡西押立村大字西菩提寺に池あり杓子の池と云ふ旱の時此池に杓子を入れ水を搔きまはせば雨降ると申すことに候(五)(近江輿地誌略)宮島千疊敷の杓子奉納は天下の奇

觀に有之候草々不一

十一月二十三日

柳田國男

山中 笑樣 侍史

(八)羽後南秋田郡五城目町に十三騎堂あり木像十三あり皆騎馬武者の形なり

昔南部より落武者十三人此村に來り如何なる故か谷地の蘆の中にて自殺す里人之を祀れるなりと傳へらる(久保田領郡邑記)遠江周智郡熊切村大

宇杉字門島に在る小國鹿園大菩薩と云ふ社は神體四軀古鏡二面あり又陶



器十三あり祭の時は此十三の器に酒を盛る(掛川志)

器

(九)杓子を靈物とすること所見未だ多からず 北斗の形杓子に似たりと云ふ説  
何かにて見たり「おたま杓子」の語は注意に値す 扶桑恠談實記卷二に美  
濃土岐郡の舊姓某二度まで山の神の子を生みたるに産衣をこしらへて送  
り禮に杓子を貰ひて家の守とせしこと見ゆ 其産衣のたけは一丈二尺ばか  
りなりき 近代にて有名なるは越前湯ノ尾峠の孫杓子なり 此處には疱瘡神  
の社あり

一〇 柳田より白鳥博士へ

過日は卑説御假聽被下感激の至に候 きてシヤマン道に關する御研究御發表被  
成候前 是非とも御參照を乞ひ度は 我國雜神に關する近代の口碑に候 小生見  
聞至狹從て誤解多かるべく候へども 存付き候限を臆面なく申述べ置き候に付  
何とぞ御取捨被下度候 雜神と申す語は穩ならざるべしと存じ候へども 必ずし  
もヤシロの神、ホコラの神とも差別致難く 所によりては多分の社境を占めて村の  
氏神と爲り 時としては社領<sup>(二〇)</sup>など儼然と存するものも有之候爲にて つまり此に  
申し上げんとするは大體關東の村々などにて小さき祠のうちに祀れる神々の上  
のみに有之候 先づ諸國共通の雜神より申上候はゞ

(一)道祖神 倭名鈔にはサヘノカミと訓じ有之 狩谷掖齋先生の箋註には同じく

註



神靈類の中に列記しある岐神フナドノカミも道神タムケノカミも三神共に一なりと論ず 其證は多端なれど主としては神代記口訣に「岐神は道祖神なり又手向神と名く」とあるに據りしものゝ如く 古事記傳(卷六)の説全然相同じく候 然るにサヘノカミのサへは所謂道饗祭の祝詞に「大八衢に塞坐す神」とある塞の義なりや否は未だ證據なく 又道祖の字義にも誰も解説を試みたる者無之 唯今日道祖神は到處に在り他の二神の名は久しく隱没せることのみは事實に候 次に道祖神を行路の神なりと云ふ説は疑はしく候 行路の側にもあれば行路ならぬ所にも祀るが今の習に候 例へば相模愛甲郡玉川村大字小野には道祖神社十一 同津久井郡牧野村には同七 共に如法の山村に有之候 筑前遠賀郡洞海々上の小島中富と申すにも道祖の社あり又諸國大社の地内にも末社として鎮座する例多く候 道祖土、才戸、西戸、

要

道祖木、才の木、才の前など云ふ小字は至つての山中にも多く有之 以て證とすべく候 道祖神を幸神と云ひしことは 随分古くよりらしく候 されど其變稱の以前より信仰の趣旨は惡神塞止の範圍外に出でたりしものゝ如くにて 今昔物語の時代には随分の流行神なりしやうに候 同書に依れば九州にて旅僧が宿かる程の社もあり(卷十二) 男女の木像を造りて道祖神と祭りしことも見え申候(卷三十四) 今日の幸神は行路の安全を掌る外男女縁結びの神とも稱せられ候 此は多分その或社にて石棒を神體とすることと因縁可有之 現に常陸眞壁郡高道祖村の道祖神の祭に木もて男根を作り鳥居に掛くと和訓栞に見え申候 又小石を供ふるの風も有之 中國には道祖神カミタウと稱する山道數十ヶ所ありて 或は其頂上に往來の者が持ち上りし川原の小石充滿するものあるよし因幡志に見え申候 道祖神は猿田彦命と云

五



ふ説は廣く且久しく行はれ 垂加流の神道祕傳にては庚申は幸神にて猿田彦なりと申候よし近江輿地誌略に有之候 岩代須賀川町の修驗派祖神山常法院なる道祖神社は古來最も有名なる陸前笠島の道祖神を勸請し 本地は地藏尊なりとて八寸の木像を安置す(二) 此地方は愛宕權現社多く 其本尊は凡て勝軍地藏にて 地藏の信仰中々盛なる處に候

(二)山神 此も倭名鈔の神靈類にヤマノカミと有之候 全國に亙りて最も多く相模一國にても百八十八祠を算し 牧野の山村には二十四所有之候(新編相模國風土記) 獵師木樵などの山に入るに臨み必ず奉祀すべき神にて 多くは除地も無く或は岩の上或は古木の株の上などに置きたる僅なる祠なれど 地方によりては一村の氏神とも致し候 駿州由比と倉澤との間なる路傍の山神は 嶺の路を切開きし折石工等の勸請したる所と駿河志料に見え申候

古くは吾妻鏡に建久四年富士野の狩訖りて將軍家山神を祭られし記事有之候 富士の裾野は淺間社の崇敬殊に深き地方なれども 山麓の村々に山神の小祠甚多く 富士郡今泉には一村に六ヶ所 同郡鷹岡村大字天間(テニマ)には山神七祠ありとのこと(二)に候 道祖神山神もと一神かと存じ候は 丹波志に天田郡細見村の奥なるオノ谷(サイ)に西ノ神と云ふ森と西ノ本(サイモト)と云ふ屋敷とありて 而も道祖神はなく山神を祀れることに候

(三)荒神 此神を竈の神に祭り候は由來全く不明にして且必しも全國俱通の信仰とも覺え申さず候 三寶荒神は一に三方荒神とも書し 稍牽強の嫌は有之候へども本來方位より出でたる語かと存じ申候 前掲駿河志料に依れば今の安倍郡大里村高松に四荒神社と申す荒神あり 其地は里人構の森と稱し昔城廓ありし時四隅に荒神を祀りてありしを後年合せて一社としたるよし



又八面荒神、八大荒神と稱する荒神も少なからず富士郡加島村大字蓼原の八面社は富士川水荒の年流れ來りし荒神の神像を齋くとのことに候駿河國新風土記には荒神は他の大社の末社にて即ち其神の荒魂なりとの説を録し候へども末社ならざる獨立の荒神極めて多き以上は成立たざる説にて社寺の境内に荒神を祀るは地主神の思想に基くものなること疑なしと存じ候雲陽志東作志などを見れば荒神は正しく山野の神にして其數の多きこと亦東國の山神と同じく候殊に注意すべきは出雲美作に限らず多くの荒神には全然社殿なきことに候社殿を立てざる神は荒神の外に道祖神山神姥神大將軍などにも其例有之三輪の神獨其名を專にすること能はず候此の如き場合には地を畫して采樵を禁するが故に自然に所謂杜を爲し居り候序に伺ひ度ことは「杜」をモリの義に用ひ候は所謂新字にして社の字の

偏を木に代へたるには有之まじくや如何こもさて荒神の字義は單に荒野の神と云ふことかとも存じ候へどもやはり「荒ぶる神」と云ふ古稱に基くものと再考致し候現に日本紀の景行天皇四十年膽吹山の條には荒神及山神の文字見え申候思ふに此島先住民の頭目にして歸順和熟する者は即ち國つ神(地祇)と稱せられ新住民に抵抗する者は即ち之を荒神と云ひしなるべく之に向つて地を乞ふ者は常に地主を恭敬せざる能はざりし次第と存じ候又荒人神アラヒトガミ現人神と稱する神も同じ神なるべきか壹岐國などに多く候後世武人などの靈を祀り荒神と稱せし例も有之候菅公を神に祭りしも現人神又は荒神の思想に基くものかと推測いたし候

(四)姥神 此も古き神にて三代實錄元慶元四七にも播磨國なる姥女神に従五位下を奉られし由見え申候北は奥羽より西南の國々に互り今も姥神の小祠



多く候上 肥豊日の境上なる祖母嶽 相州箱根の姥子を始め 諸國山地に於ける姥神に關する地名は更に數段と多く候 東國にては信濃の北部又は足柄山など殊に其傳説を以て充滿いたし居り候へ共 壹岐の鯨伏村大字立石字瀉長江なる百間田の姥石は昔高麗よりスマンカクセイと云ふ女來りて此石の下に隠れしより之を姥石(二四)と名くと申傳へ(壹岐名勝圖誌卷二十) 又北海道江差なる姥神に付ては 蝦夷人の祖は姥神なりとも 姥神漁事を教へたりとも申來り候て(蝦夷舊聞) 普及の最廣きことを知るべく 市の神漁の神として祀れる夷宮(エビス)も或は之と系統を同じくするかなどとも考へをり候

(五)子ノ神 又は子權現(チノゴケン)、子聖(チノヒジリ)と申す神 神佛二道の何れにも屬かざること庚申などのやうに候 東國に最も多く候へども頒布廣く 其由來に關しても各地方區々の傳有之石を神體とする子(二五)神も有之候

(六)子安(コヤス) 此も三代實錄に美濃國從五位下兒安神と見え古き神にて 今日も信仰衰へず 子安觀音子安地藏など、多分は本地佛表現せられ居り候も 又純然たる神部として祭祀するも少なからず 比叡の坂本なる岩神社(イハガミ)は日吉記に子安是也と見え候よし 其他石を神體とする子安まだ有之かに記憶致し候 子安は耶蘇教の聖母神子にて 祕密に信仰せられしものと云ふ説有之候由を承り候へども 未だ何の書に基けりとも知らず候 此も地名として澤山に存留し居り候(二六)

(七)石神 延喜式其他彼時代の記録中に既に多く見え居る神に候 多くはイシカミと云ひ又イハガミとよび候へ共 關東にては之を吳音にてシャクジンと稱するもの數所あり 今日には既に地方によりては次のサグジ(イシカミ)(又はシャグジ)と混同し居るが如くに候 村の名又は大字小字の石神は殆其煩多に堪へざる



ばかり有之候<sup>ニセ</sup> 西は薩隅の端に迄行わたりをり候 之に反して

(八)サグジの及ぶ所は小生が見聞にては武藏甲斐相模駿河信濃飛騨尾張等主として東國に有之 西京以西にては未だ之を検出し不得 又奥羽にてもサグジあることを知らず候 駿河等にてオシヤモジと稱するは杓子より轉じたる俚稱にて シヤグジ同神なることは明に候 此小祠も非常に數多く 不完全なる小生が覺帳にても既に三四百の間に入り 唯其性質に至りては未だ全く明かならず候 後人の考證も少々は有之候へども甚據なく 總て石神の吳音なりとする説の外には(一)村の量地の後間竿<sup>ヤンサナ</sup>を埋めて上に此神を祀れりと云ふ駿河新風土記の一説(二)志也具之宮は道祖神なりと云ふ和漢三才圖會の記載など注意すべきかと存じ候

以上の神々の外 水神田神などは何れの地方にも少しづつ有之候へども何

等特殊なる點を見出し不申 又頒布の一段と地方的なるは過日も申上げ候ひし

(九)壹岐の矢保佐社<sup>ヤボサ(二八)</sup>

(十)相模の左馬明神又は鯖明神<sup>サバ(二九)</sup>

(十一)關東諸國の天白社<sup>テンバク(三〇)</sup>

(十二)近江などの十禪師社<sup>ジュゼンシ</sup>

(十三)近畿中國の大將軍

の類に候 此等に關して多少知り得たる廉有之候へども あまり事長く候に付重ねて可申出 又御注意被下候はゞ此後も心がけ可申候 猶山城の京初期より園韓<sup>ソノカラ</sup>神の信仰は甚強烈にて頗今日の天理教の趣有之候 幸にして此方面の御攷證を承ることを得ば大に啓發する所あるべく候

十一月二十四日



白鳥庫吉様

侍史

柳田國男

矣

(一) 因幡志に依れば荒神を氏神とする村(今の大字)四十三以上 山神を氏神とする村十九以上あり 伯耆志にも同じ例少なからず

(二) サヘノカミの本地佛を地藏尊なりとする信仰は 夙くより且つ廣く行はれたるものとおぼし 地藏一に持地とも稱す 佛教にても土地に因縁ある菩薩なるべし サへの河原の地藏尊は即ち又塞の神なり 路の衢に石の地藏を立つ

るも 墓地の入口に六地藏を祀るも 亦一種石神の信仰に基くものなるべし 東海道にては大磯箱根宇津ノ谷峠鈴鹿關などに地藏あり 中山道にては松井田大井醒ヶ井高宮等に有名なる石地藏あり 周防熊毛郡城南村宿井などには一村七八所に辻地藏あり 此佛像が塞神塔又は庚申塚の displacement なることを人は知らず

(三) 山口祭木元祭は昔ゆかしき式なり 遣唐使の舶を作る折にも木靈竝山神祭とて奉仕すること延喜式に見ゆ アイヌの中にも全然之と同じき祭あり 蝦夷國志には其祭の詞までを擧げたり

(三) 杜モリの字 社に从ひ木に从ふ和字なるべしと云ふ説は閑田耕筆に既に見ゆ 余



が發見かと思ひてしくじりたり 同書には又社は漢土にては社稷即ち土神  
のこと也といへり

六

(四) 姥石と稱する惟石は諸國に分布せり 陸中磐井川、磐城阿武隈川、安藝水内  
川等に於て水路の中央に此名の石存するは一奇なり 上總君津郡關村の姥  
石は道側に在り 高五尺周圍二十八尺 形八角にして上面に穴あり 中古關  
門の所在とて之を關の御場石と云ふ 元は二ありしを道路改修の際其一を  
除き大に祟あり 仍て其代の石を南方の山上に置き之を姥神と稱す(上總町  
村誌) 今其祭神を石凝姥と稱するは無論石の字姥の字に附會せるなり 周  
二十八尺の石は關門の礎石とも見えざれば神事の爲石に人工を加へしなる  
べし

(五) 武藏の子ノ神の中にも殊に流行する秩父郡中澤天龍寺の子ノ權現の舊傳は  
天長九壬子年子の月子の日子の刻に生れし人 佛道に入りて靈德あり 之を  
子ノ聖と稱して祀るといへり 是れ中世行はれたる本命説にして 佛教には  
稍縁うときもの也 或は藥師十二神將の一とも云ふ 是れ亦十二辰の説なり

(六) 子安と云ふ所より小石を持歸りて安産の符とする習慣は陸前刈田郡小原村  
の子安坂にもあり

(七) 西京の石上通り六角下る町に在る石神は一に中山神と稱す 豊磐牖命奇磐  
牖命を祭ると云ふ 中山と云ふ神は頗る注意に値す 中山と稱して其實國郡  
の境上に在る者必しも吉備の中山のみに限らず 佐夜サヤの中山には夜泣石な

究



どありて亦石神なるべし 今は絶えたれど此山村に「八がらかね」の舞あり  
十二三の童兒腰に八の金鼓を結付け之を打ちて舞ふなり（掛川志）美濃美  
作にも古くより中山神あり 越後能生の中山權現は石の上に社あり 能登の  
石動山權現と女夫神なりと傳へ同じ日に祭を勤む

(六) ヤボサ社は壹岐の外に薩摩に箭武佐社あり 又筑前に天台藪佐あり 壹岐鯨<sup>↓</sup>  
伏村立石なる加良神山 昔唐船の此地にて破船せし折 其船魂を齋祀し之を  
加良神と云ふ 所謂天妃<sup>ボサ</sup>是なりと名勝圖誌に見ゆるも同じ神にや ボサとは  
如何なる義なるか 和訓栞に依れば對馬にては巫覡の類をボサと云ふとあり

(元) サバ神の式に見ゆるもの

伊豆那賀郡 佐波神社二坐

常陸多珂郡 佐波波地祇神社

此は三代實錄貞觀元四廿六の佐波神と一なるべし

丹波多紀郡 佐々婆神社

(三) 天白は色々の字を書くこと表に示すが如し 天白の字に即きて臆測の説多  
し 天一太白の二星なりとし 天の太白の義なりとし 或は天來風伯神と云  
ひ 或は天縛地福權現とも云ふ 結局殆ど其端緒をだに得ず 唯此神の古き  
ことのみは疑なし 夫木集に西行 梓弓春の日永の水の面に月すみわたる天  
白の橋 伊勢三重郡日永村にして官道の側に在り（三國地誌）國によりては  
川天白と稱する神あり



一一 肥後八代なる緒方小太郎氏より柳田へ

三

(前略)曾て御研究中なる山神のこと 其後又御考も多々有之候よし どうか其中拜見致度候 關東の村落にシヤグジ又はサグジなど云ふ小祠の神ありて 其シヤグジ、サグジは石神の音轉ならんとの説あるよし 此説當れるものゝ如し ざるは伊勢鈴鹿郡の石ノ神社これを今はシヤク大神と云ふ(和訓栞)とあるを思ふにシヤグジ石神は同音なることうづなし きて右の石神は何を祭れるかと云ふに小田山田與清が石敢當の考に引きたる暇耕録に 今人家正門 適當巷陌橋道之衝 則立一小石將軍 或植一小碑 鐫其上曰石敢當 以厭禳之 按西漢史遊急就章云石敢當 顏師古注曰 衛有石磻石賈石惡 鄭有石制 皆爲石氏 周有石連 齊有石之紛 如其後以命族 敢當所向無敵也 據所説 則世之用此亦欲以爲保障之意云々 右

等を以て考ふれば シヤグジは石神にして厭禳の神也 而してこれ唐國より傳はれるつまらぬことにて かの狩倉に云ふ山神の如き正しきものには非ざるべし

(後略)

十一月二十四日

肥後八代町

緒方小太郎

柳田國男様

三



一二 山中氏より柳田へ

出

富岳は綿を載き候砌 東京も随分の御寒さと相成候こと、存じ候 さて又々シヤグジの御手紙 御蔭にて色々のことを知り深く御禮申候 仰の如く當分宿題に御願ひ可申候が 小生とて我意を募る者には無之 御明示に因り迷雲の晴れ候日の早からんことを願ふばかりに候 さて御申越の守公神は何さま注意可仕ことと奉存候 隨て貴説の國府に在りと申すことは 或は此神の説明の絲口と相成可申こと、存じ候 山梨縣東山梨郡國府村にも守<sup>シユミヤ</sup>宮明神あり 甲斐國志卷五十六 神社部に

守<sup>シユミヤ</sup>宮明神 國府村 或は云四<sup>ニ</sup>宮の轉訛なりと(中略) 社記に云ふ 所祀彦火 出見尊大己貴命にして 甲斐奈神社<sup>ニ</sup>是なりと 十一月中<sup>ナカ</sup>の申<sup>ナカ</sup>日祭にて 産子

の者手々に炬火を舉げて社壇を三度廻り シンギヤウ、チャウチャウ、カンノベ、チャウチャウと異口同音に高唱し 遂に村中を巡る 又四月十一月中の亥日三社祭禮に 一<sup>ノ</sup>宮三<sup>ノ</sup>宮の神輿笛吹川を濟りて此社中に神幸あり 按ずるに三社神幸の路は古道に由ること、見えたり 蓋し國府に官衙ありし時 此社中にて神符を獻ずる爲に神幸ありし例ならん 社の東に吳服川と云ふあり 秋戸なり云々

と記し有之候 此も國府なれば 守<sup>シユミヤ</sup>宮は四<sup>ノ</sup>宮の轉訛には非すと存ぜられ候も 是は總社と關係ある社には非ざるか 或は又總社の地主神の如きものならずや 是は彼の守護職と關係ある神社かとも思はれ候へども何れとも一定申上兼ね候 御調べにより明なることを願ひ候

十三塚のこと 色々御示し被下奉謝候 先便申上げ候通り 何も根據はなく候

壺



へども只々十三佛と關係ありはせずと存じ居り候處 貝原翁の説にも十三佛に配當云々と有之候よし そんな事かとも存じ候 併し元々古墳を何が爲に築きしとは考へられぬことにて 證據も無之 或は無名の古墳多く存在せしを十三塚と稱せし迄にて 一つづゝ築き行きしには非ざるかも知れず候 數の正しく十三なる者少きを見ても 夙く僧侶などの十三塚と申出せしに始りし稱呼には無之かとも考へ申候 十三の名數は眞言宗の十三大院胎藏界曼荼羅などより出でたるならずやと存じ候が如何 十三行法、十三戒、十三昧門、十三佛等十三は佛家の法數に有之候 大行事のこと 一向存じ申さず候 何か心附き候こと有之候はゞ 御教を乞ふべく候 先は右申上度 不備

十一月二十六日

山中 笑

柳田 國男 様

机下

(三) 甲斐奈神社 甲州なるが故に甲斐と書けるなるべし 陸前にも嘉伊那神社と云ふ小祠あり(仙臺封内風土記) 但し未だ名義を知らず 或は南部家の勸請か



拜復 甲斐の國府の守宮明神 小生は心付かず讀過し居り候ひき 此神の名義如何にとも考不得 ことに壹岐の魄神スケシの名 頗る人を惑はしめ候 猶御心がけたまはるべく候

十三塚は元は唯數多き塚なりしを 後人が斯く唱へ出せしならんとの御考 或は然るべしと存じ候へ共 あまり全國の端々迄俱通したる名目故 なほ打傾かれ候 塚は假令何れの時代に成れりとするも 苟くも人の手に成る以上は何等かの趣意あるべき筈 唯其名稱の如きに至りては固より後人が形似に由り迷信に基きて之に付與したる者多かるべく候へども さる類は自然に名義も分明なるべき道理に有之 他の一半の名義不明なるものに至りては 是非とも土地の傳説を

參酌して之を比較研究すべきものと思考致し候 例へば將軍塚を田村將軍の墓なりと云ふ傳説の如き 若し此塚の名只一所のみならば 則ち之を信じ可申候も 隨分廣き地域に互りて澤山の將軍塚在之候故研究を要し候 枝葉煩しく候へども 此度は些しく此名の塚に付き臆説を申出で度候

洛東の將軍塚は泉涌寺の上の山なるもの是なりとのことに候へども 或は北白川なる將軍山を指して是なりとする説古くより有之よし 和訓栞に見え申候のみならず 閑田耕筆には山科栗栖野に田村將軍の塚と云ふ者有之よしを記し候 平安奠都の時高さ八尺の土偶に鐵の甲冑を著せて埋めたりと云ふ盛衰記の説は浮きたる物語には候へども亦看過すべからずと存じ候 地鎮と申さんか厭讓と申すべきか 兎に角都の境に築きて邪神の侵入を防止せしものなることは古より疑ふ者も無く候 西京四境の地を精探致し候はゞ 或は何れの方角にも此



塚を造りたること恰も道饗祭を京の四隅に營みたると同じきかも知れず候之に就きて考へ候は 右の北白川なる將軍山は將軍地藏堂ありしよりの地名の由然るに勝軍地藏は東國にも所々に在り 白川風土記に依れば 奥州白河領には別けても此佛多く 且つ愛宕社と申す祠には殆皆勝軍地藏の像を祀り候 而して勝軍地藏は山城の愛宕山の地藏なれば之を愛宕とするなりと記しありしやう記憶致し候 果してさる次第に候や 小生は未だ實否を正すの暇無之候 此は餘程重要なる點にて 假に然りとすれば東山の頂なる將軍塚に對立して 先づ西山の頂なる勝軍地藏あるを知る次第(二三)に候 而して地藏尊に勝軍の二字を冠稱するは確なる佛典の出所も無之やう存ぜられ候が 高見如何

勝軍地藏のことは猶他日を期し 更に將軍塚と稱する塚を求むるに 先づ近江愛智郡稻枝村大字上平流へらと下平流との間に在りて犬上郡に續ける荒神山と云ふ

丘陵の上に一の將軍塚あり 平將門が首を埋むと傳ふ 近江には田原藤太の緣故にや 將門に掛けたる傳説外にも多く候 次に信濃奇勝錄卷五には 更級郡川柳村 大字 石川の山頂に將軍塚ありて 享和二年土人之を發掘し 圓鏡二十七、銅鏃十七、曲玉管玉七百餘等を得たりと見え候 信濃には將軍塚此外にも澤山有之 所謂埴科郡雨宮縣村 大字 生萱 更級郡布施村 大字 布施五明等に候 石川の將軍塚は山の背に併列して數基あるものゝ如くに候 其他は追々可申上候へども 兎に角此名の塚の思ひもかけぬ僻村に散在することは注意すべきことに候

さらば此塚は何の爲に築かれしか 又しても我田へ水ながら 小生は之を以てシヤグジに縁あるものと考へざる能はず候 既に御承知のことかも知れず候へ共 諸國に大將軍と申す小祠少からず 近代の地誌に見ゆるもの 近江には比叡坂本の産土神なる大將軍を始め十二三あり 大和にも因幡にも各郡に互り十二三社



あり 其他京西紙屋川の邊に祀りし大將軍の社と云ひ 飛驒益田郡上呂村なる大將軍宮と云ひ 越前福井の大將軍と云ひ 祭神は區々にして附會の説多けれども 要するに皆一にて 或は曆の初に見ゆる大將軍 即ち陰陽家にて祀るものと其起原を同じくするかも知れず候 陰陽道に對する朝家の御仕向は記録に存し候へ共 此等の山村の大將軍社に基きて小生が尋ねんとするは此にあらずして寧ろ其民間に於ける勢力及由來に候 猶將軍塚と大將軍と別物ならざる證は一に非ず候へ共 近江の守山なる大將軍社ダイジャウケンは地主神なりと申し小社ある外に同じあたりに將軍塔と云ふ塚あり 土民は之を田村將軍の塚と申傳へ候 其他諸國の大將軍には敷地のみありて社なきが少なからず 境内の樹木を採りて祟あること荒神など、一様に有之候

大將軍を武林守護の神とするは全く其文字より出でたる説なるべく候へども

此が爲に中世人の崇敬を繋ぎ其分布を助けたるは疑もなく候 勝軍地藏に付ても同様の歴史有之が如く 現に日露戦争の後に下總流山なる勝軍地藏堂の扁額を東郷大將と伊東大將とにて一字づゝ書かれたりし近例も有之候 又シヤグヅを軍神なりとする傳説も諸國にありしかと被存 遮軍神又は社軍陣などの文字を用ゐしシヤグヅも有之候 壹岐名勝圖誌の著者吉野秀正も右の如き俗傳あることを記し居り候へども 此國にはシヤグヅの祠は一も無之 唯元寇の後敵國降伏の祈禱の爲に各村に祀りたりと稱する軍越祠多く有之候のみに候 この「軍越」はもしやクサゴシと訓むにはあらぬか 何とかして知り度ものに候 兎に角貴臺は御不承知かと存じ候へども 小生は大將軍將軍塚の「將軍」、勝軍地藏の「勝軍」は共にあて字にて 語の意味は其外に在るかと思ひをり候 而して幸にしてこのシヤウグンの語義の明白になりたる時こそは 即ち我々のシヤグヅの本體が



再び現出すべき時なるべしと信じ候 大將軍は陰陽道に因ありと云ふ論は自ら  
前説を破るものゝ如くに候へども 日本の陰陽道が隋唐交通後の新渡なりとす  
れば或は其結果となり可申候はんも 小生は必しも陰陽道を以て佛教よりも渡  
來新しとは考へ申さず 天朝の公事としては兎も角も 地方無知の人民は久しき  
昔より此信仰に侵染せりと云ふ推測は決して根據無きに非ずと存候 はた又此  
見當らずとせば撞著する二説の内甘じて其一を捨て申すべく候 いやはや大層  
なる見幕にて少なからず御迷惑と存じ恐入候 頓首

十二月十二日

柳田國男

山中大人  
侍史

(三) 愛宕社の神體には往々にして束帶騎馬の像あり 何れの時代に始りしもの  
にや 注意すべき思想なり 馬は午にて南方の神なれば 火の神なりと云ふ  
に基くかとも思へど 外の神にも馬に騎りたまへりと云ふことありしやう  
也 稻の蟲送りの藁にて作りし神像も騎馬なり



拜啓 過日の満鐵に於ける御講話は微々たる小生輩に取りても大益を與へ申候 出土古鏡等の御研究により 唐土の五行説が夙に Shamanism と結合したること明白となり候はゞ 延いては我國に於ける古民俗の説明に一道の光明を與ふべきことは疑を容るゝの餘地なく候 小生もこの逢遇を利用して深く日本の陰陽道を究め候爲存分の長命を致し度 それには先づ斯道の法力を頼まねばならず候

さて直に御高見を承り度一點は 既に御心附かと存じ候へども 我國賤民の一種に唱門師、唱文師又は聖門師、近世にはシヨモジと呼ぶ者有之 地方によりては今日もしか稱へ居り候 語義に關する前輩の説は極めて區々にして 次の數語の

解と共に後進の闡明を待つ者に有之候 右唱門師に關する最現著なる事實は 近代迄も禁裏に役して正月十八日のサギチャウの儀式を勤むることに候 京遠き地方にては村を巡りて卜筮祈禱を爲し 或は特に古墳の近くに住する由閑田耕筆に見え申候 此種の民を筑前にては陰陽師ともハカセとも稱しかの一國に五十餘戸有之よし貝原翁の續風土記に見え申候 朝廷サギチャウの行事は詳しき記述の存するもの有之 餘程かはりたる所作多く 基く所陰陽道に在りと論じたる者は未だ聞及ばず候へ共 十二本の葉竹を十二所に立て 其中に物を焚くこと 其折の唱へごとなどより 他日或は推論し得る所可有之か 而して此式は同時に全國各地方の習俗にて 現に江戸にては防火警察の目的より之を禁止せし法令も有之 地方にては多少の變更を以て今日迄も之を傳へ候もの多きこと 風俗畫報其他に見えたり 羽後の秋田 信濃の松本等にてサへノ神祭と稱する者 季節行事



共に略諸國のサギチャウに同じきは一の見所に候 生が生國播磨にてはサギチャウをばトンドと申し候 トンドは火のもゆる音より名くと云ふ説有之候へどもさにあらず 昔よりの唱へごとの中にトウドといふ語ありし爲にて 今日もたしか老人共はトンドヤ、ホチャウジと申し候やう記憶いたし候 因に郷里にては年越の夜産土神の廣前に庭燎を焼くをサイトと申し候 さて右の十二本の葉竹は外蕃にも何か類似の例無之や 東國にあまた有之候十二所の祠は 尤らしき解説にては彼の日蓮宗の三十番神などと同じく 賀茂八幡其他名ある大社の神々を勧請し合祀せしものと爲すにあれども 現に伊豫には十二所にして祭神一坐なる事例も有之 此事實は近世の習俗とも合致する所なく候 (二三) トウドは「唐土の鳥の」の呪文なども有りて 何か意味ありげに候 共に御注意たまはり度 又唱門師が金鼓(二四)を打つと申すことありて 其コンクは拾遺集卷十六に「こんくうちける時畑や

きけるを見て」といふ歌も有之只事ならず考へられ候 唱門師の文字は決して新しからず候へ共 初出何れの時代とも申きわめがたく候

過日申上げ候天白社は分布弘き神に候が 若しや風の神にては有之まじきか御心あたりあらば御報たまはり度候 頓首

十二月十二日

柳田國男

白鳥先生 侍者

(三)木曾名所圖繪に見えたる尾張犬山の針綱神社の祭典には傘鉾十二本を列ね



之を十二本の聖と稱すと云へり 神道の加持に十二所加持と云ふあり 身體の十二所に加持をするなり 此等は十二相の神と因あるかとおぼし 或は熊野の十二所を以て説く者あれど 余は猶其源を知らんとする者なり 越後北魚沼郡には現今十二神社と云ふ小祠甚だ多し 何れも祭神を大山祇と公稱し 祭日は多くは二月十二日なり 二月十二日は昔より此地方にて山神を祀る日なり 何が故に十二日なるかは不明に屬す 相馬地方にて薬師十二神堂と稱するも縁日は月の十二日なり 白川地方にも十二御前社と云ふ小祠數あり 近代の風習にて神佛に十二銅を奉ること亦注意に値す

(四)塵添盛囊抄卷十三に 民屋の門に立ちて金鼓を打つを聲聞師と云ふ 是れ聲聞僧の義に非ず云々 門に唱ふると書くべきなり 家々の門に立ち妙幢の本

誓を唱へ阿彌陀經を誦して金鼓を打つ故にしか云ふ 此頌文は一條院御宇寛印供奉の作りたまふ頌文なりと云ふ云々とあり 今日佛堂の軒なる鐙口は即ち古の金鼓なるべし 之が更に轉じ社頭の鈴となりしなるべし 鉦とはもとより別物ならん



過日新聞にて周防なる神籠石のこと御報告可有之由傳承 定めて精彩なる御  
論究を拜見し得べしと楽しみ罷在候 たしか三四年前の「歴史地理」にも久米先  
生等の御説出でしかと存じ候が 雑誌の記載は人忘却し易く 繰返し礎石よりの  
新營は勞力の徒費に候へば 何とぞ今回は結論迄御繼續有之度候 小生は門外漢  
に候へども 前年來地誌類検索の因に一二心付候點有之 敢てブリオリテエトを  
云々する譯では無けれど 神籠の九州に限らざる旁證を提出し且つ示教を仰ぎ  
候

筑前絲島郡雷山村なる神籠石は 續風土記には石の形方にして上に蓋をした  
るが如き合せ目ある故「香合石」とも云ふと有之候へば 正しく「カウゴ」と稱せ

(二五)

しなるべきも 他國にては之をカムゴともカゴとも申し居候か 因幡岩美郡登儀  
村 大字 神護 此村には靈石ありや否を聞かざれども 谷底の山村にて四方屏風を  
立てたるが如き絶境なりと見え候 同郡津ノ井村 大字 紙子谷 鳥取より若櫻へ通  
ふ大道なれど 是亦峠の北側、山に寄りたる民居にして 古記には神子谷とあり  
村の氏神は意上神社に候 最も此地方にては楮皮をカゴと申候へば 後世文字を  
改めたる趣旨も想像するに難からず 實物の有るなくんば疑を存すべきに候 又  
同國八頭郡社村 大字 安藏 小字 鹿子あり 是も如法の山村に候 鳥取より四里南、  
千代川の上流右岸 八頭郡國英村 大字 片山なる靈石山の中腹には 一丈五六尺の  
巨石併列せる所有之之を神ノ御子石と云ひ 古來頗る有名のものにて土地の人  
は道祖神又は猿田彦命を祀るものゝ如く申候よし 以上は因幡志に見え候  
駿河の静岡より一里北 たしか安倍郡賤機村の内に 鹿子鼻と申す所信玄時代



の古戦場にて地形は正しく塙ハナツと稱すべき所に候御承知の通り土著最も年久しき地方なれば由ありげに候信濃東筑摩郡山家ヤマケ與の内林村にカゴノハナと云ふ地ありて金華山慈眼寺ある故以前の名はカ子ノハナなるべしと云ふ説信府統記に見え申候

武藏西多摩郡檜ノ原村笹久保組の小名に川子石あり其西には假名にてカゴシと書く小名も有之よし風土記稿に見え申候共に討査すべき場所と存居候

下野の鬼怒川上流にカゴ岩あること吉田桃樹が槃遊餘録に見え候此は寛政五年四月の紀行にて今市の宿より北へ鹽谷郡に入ること二里「縦横一町ばかり一列の石と見ゆるものから高く低く横に豎にござしける形かたまを伏せたるが如く」と有之候へ共少くも此は本物のカゴに似たるよりの命名か事によりては本物かも知れずと存じ居候それより大渡を経て一里半にて舟生フネウとあれ

ば所在明に候

カゴと云ふ語は天の鹿兒弓鹿兒矢以來しかとしたる解説も無之何か信仰に因みたる名義可有かとも被存候へばカゴ石は此より起りたるが如くに候へ共カウゴ、カムゴなど云ふ類稱ある上は安心なりがたく候神御子石は恐くは神子石と云ふ文字に由りたる訓なるべく候が併し一方には巫祝をミコと稱する所にも甚だ明白ならず候へば若しやカミコ或はカミミコのミコと巫祝のミコとの間に何か關係あるには無之候や高見如何現に因幡の國中クニナカには別に神子塔ミコノタウとも神子神ミコガミとも申す塚有之(岩美郡倉田村藏田)甲斐の若神子ワカミコを始め神子と書きてミコと云ふ地名は全國に少なからぬやうに候

巖石を神とする風習は小石を神體とする社と共に數限も無之ことに候が小生所見を以てすれば其大半は猿田彦系統の神々即ち國神の部類に縁由有之候



而して將軍塚十三塚等の如き塚の中にも塞神の信仰と關聯するもの多きやに存ぜられ候 即ち大なる石の在る地方にて之を立て列ねたると同じ趣旨にて岩の得にくき所にては塚を列ね築きたるには非ざるかと考へ候 勿論根據乏しき臆測ながら 單に御挨拶迄に申上置候 他日能ふ限僻説を蘊蓄し 再度笑はれに  
參上可仕候 草々不一<sup>(二六)</sup>

十二月十三日

柳田國男

喜田貞吉様  
侍史

(三)喜田其他の諸君の神籠石説中最も首肯し難き點の一は 其名稱に關してなり 石を築きて取繞らしたる工事を神籠石と呼ぶは僅に一箇所のみの例なるに 之を汎稱とせられしは如何に 假の符號なりと言はゞ則止む 苟くも神の字、籠の字より義を説かんとせば 即ち村老俗僧の響に倣ふ者なるべし 余が知れる限にては カウゴ石は大抵孤立せる奇石の名なり 石を以て築きたる物をたゞ石とのみ稱するは有得べからざる事なり されば雷山北麓の香合石の如き 喜田君は之を磐境の名稱が移り著きたるものと言はれたれど強言なり 井上通泰氏はカウゴ石は革籠石にて形似に基ける名なりと言はれたり げにや正しくカハゴ石と云ふ者もあまたあり 安藝宮島にも革籠崎とかきてコウゴサキと云ふ地あり 併しながら何故に諸國到處に此名の石あるかに就きては 別に必ず民俗學上の理由なかるべからず 革籠は決して



靈視し崇敬すべきものに非ざればなり 次に磐境又は神並を以て周匝せる石圀と速斷することも危険なり 單に一定の方位のみに對して之を築き所所の列石は始より連續せざりしものなるかも知れず 此が完全なる圍障にして中頃其一部分の取毀たれたるものなること 又は之と反對に後人が一部分を補足して軍防又は牧馬の如き他の目的に轉用したるものに非ざることとは立證を必要とす 喜田氏は又周防熊毛郡鹽田村なる石城神社の別當寺が神護寺なりしを以て石城を神籠と稱せし一證とせられたれど速斷なり 神護寺は古代護國教の本義を表示する尤も注意すべき寺名なれど諸國に數多あり カウゴとは縁なかるべし 石を以て地鎮の神を祀ることは珍しからざる例なれば 石城神の社に神護寺の奉仕するは自然のことなり

(六) 高良山の石垣に入蓮の古傳あるに就きて想起すは諸國に蓮臺野又は蓮臺寺と云ふ地名多きことなり 西京にも伊豆にもあれど奥羽に殊に多し 今は三昧地と爲れるもの多きは邑落に接近せる荒野なりし爲にて 最初は佛敎にて營みたる地鎮の祭場にてはあらざるか 洛西佐比の里が四民の埋葬地と定められしなど同じ例もあればかく思はるゝ也 簞籩にも 庚午日神功皇后豊前宇佐郡蓮臺野の邊にて始て玉幣帛を捧げ金奴衫ヌサを執り七日七夜天神地祇を祭禮したまひし日なりと見ゆ 八幡八蓮などの八は八面荒神と同じくもと八方神の思想に基けるに似たり 猶大字一覽に依れば 肥後飽託郡白坪村、筑前嘉穂郡鎮西村及近江犬上郡河瀬村に蓮臺寺と云ふ大字あり 加賀能美郡蓮江村及越中東礪波郡南山見村に蓮代寺と云ふ大字あり



拜啓 過日は甚張合ある御手紙を頂戴し大悦に候 候へば愈以て僅ばかりなる公閑をシヤグジの杜の中にて費し盡すべきことと相成申候 さて八月拜顔の折にも申上候かと存候 御近村土淵村 大字 柏崎の小字に象坪ザウヅホと云ふ地名 讃岐の象頭山を始め諸國に類例多き事に候が 右地名の由來を明に致度切なる願を抱き居候 もし出来る事ならば柏崎の象坪に付御聞合せ給はり度 假令名義を知れる者なしとしても 其地に何か地主神を祀りてありや 何かかはりたる傳説(二七)は無之や承知致度候

さて格別御趣味も無き事にて御煩しく候はんも 此序に御耳に入れ度は 東京四周の國々に澤山ある精進場シヤウジバと申す地名の如何にも右象坪又は象頭場と關係あ

るらしきことに候 精進と云ふ文字は佛道にも修験道にも用ゐ來れる語にてそれ／＼有難さうなる説明も可有之候へども 實際其地形を検すれば命名の本意別に存することを知るは困難ならざるべしと信じ候 甲斐の精進は最も有名に候へども 村の名と湖の名と何れが早きかは全然所見なく候 富嶽の麓には東西に精進川と云ふ小流有之共に甲州の湖とは縁なく候 水に屬ける精進は箱根頂上にも此名の小池あり(二八)六道地藏の南なる丘の下縁起には魚を生ぜぬ故の名と有之候も 正保元祿の繪圖には共に庄司池と記せるよしに候 又此の如き説明は陸地の精進又は精進場には適用しにくく候

西京以西にては精進と云ふ地名未だ見當り申さず候へども 九州各地方の山名に障子と有之候ものは精進同義なるべしと存じ候 障子は稀には東國にも有之例へば相模三浦郡衣笠村 大字 衣笠の字中障子 同 大字 金谷の字中障子などに



候 同郡初聲村 ハツセ 大字高圓坊より出づる小川は公稱障子川、俚稱精進川の由新編風土記に見え候 駿州にては安倍川の川上大河内村 大字相淵に字シヤウヅタル有之タルは此地方の方言にて瀧のことに候 遠江には磐田郡光明村 大字船明に字上障子 近畿にては河内中河内郡大戸村 大字芝に字障子山 中國にては因幡岩見郡本莊村 大字恩志に字障子關。備中川上郡玉川村 大字下切に字障子瀧其他數ヶ所有之 四國にも所々に有之候内 わけても土佐に多く 保安林編入の告示などを見ても障子山障子岩等色々見え申候 九州に至りては更に一層多きが如く筑前續風土記に擧げたるもの既に數所有之上 豊前豊後等の五萬分一圖を検し候へば 山林の地名に障子と云ふ者比々有之候 東國の精進西國の障子二者同義の地名なりとせばその此の如き廣き頒布は注意に値するかと存じ候 之に就ては臆説も有之候へども あまりに根據なく候故猶若干の搜索を重ね可申候 近代旅

行家隨筆家の多きに勝へざるに 一人として之に注意し言及したる者無之は寧不思議に有之候

障子と象頭と因由あるかの如く想像致候は 單に精進場と云ふ地名と象頭場と云ふ地名とが有之候より 偶然存じ付きたるに過ぎず候へども猶後になりて心とまり候ことは二者の外更に澤山のサウヅと云ふ地名あることに候 御煩はしく候はんも此序に猶その四五例を擧げ度候 西國の方より順を以て申上候は

壹岐壹岐郡田河村 大字諸吉 字大草圖 大左右津山

筑前朝倉郡久喜宮村 大字寒水

豊後大分郡松岡村 大字松岡 字僧都ガホキ

阿波阿波郡大俣村 大字日開谷 字僧都



備後沼隈郡山波村字僧都

越前大野郡下穴間村大字川合字惣頭石

等求め候はゞまだ如何程も有之べく候 此も僧都とある文字より佛者附託の傳説も種々あるが如くに候へども 僧都は假音なること疑なく候 古事記の「山田のそほど」は所謂足は行かねども天が下の事を知る者の由に候處 今に至るまで此神の性質を明かにする能はず候 記紀の傳説には往々にして陰陽道の思想を混入せる形跡有之候 殊に右記事の主人公たる少名御神の如きは 神代系統の外に立ち一種特有の機能を具へたまへるやうに候 大膽なる説ながら大少二神の協同の經略と申すことは 同時に又二種の信仰、二種の思想の綜合調和を意味する者には無之候ひしか 陰陽道には典籍少なく大匠出でず 殊に神秘を旨とせし爲 後世佛にも非ず神にも非ざる一種蝙蝠的態様を呈するに至り 而も其信仰

は破片となりて諸國の僻陬に残留したりと見え申候 もし假に鄙見の如くなり  
とすればソホドの事績の傳ふる者絶無なるも亦解し得られ候

此序に更に申上度は 近江輿地誌略の記事に依れば 彼地方には所々に庄塚と申す古塚有之よしにて 同書の著者は之を文字に基きて莊の塚ならんと申居候 併し莊園に莊塚を築くこと 記録は勿論古文書などにてふつに聞及び申さず 又何の爲と云ふことも想像し得ず候 此も前掲シャウヅ・サウヅ等とは因由無之か俗間の地獄を説くもの よくサイノ河原の地藏尊 又はシャウヅカの婆と云ふことを申し候 このサイノカハラ及シャウヅカは共に佛經に所見なきよしにて 他説も無きに非ず候へども サイノカハラサヘノカミのサイは道祖神のサへらしく候 シャウヅカの方は之を顧みる者もなければ やはり此邊に名稱の起原を有するものかもしれず 候 越中の立山其他御國にても南部の宇曾利山 刈田の藏王嶽等所々の火山地に



地獄と申す所有之 サイノカハラ、シャウヅカは此等の地方より申し始めし名稱かとも考へ申候 右に付何か御存寄も有之候はゞ幸に御示したまはるべく候

猶申残し候ソウシと申す地名も少からず候 又ザウジと申すも有之候 壹岐なるソウシは草圖と同じきこと疑なく候 ソウシと申す奇恠なる森など有之候 次に東海林と書きてシャウヅと申す地名家名有之候が 如何なる仔細に有之べきやさてさて御迷惑なる閑題目 何も松の内と大目に御見宥し被下度候 頓首

一月十三日

柳田 國男

伊能 大人  
侍僮

(三) 其後伊能氏よりの葉書に曰く 聞く所に依れば象坪には古來山神の叢祠ありとのことに候云々

(六) 箱根の精進池シャウジある地は即ちサヘノカハラなり 塞の河原を地獄變相の中に入れたるは かの物悲しき和讃などが始にて 以前は小石を多く積める荒地のこと 即ち塞ノ神と關係ありしものなることは後に云へり 奪衣婆のすゑたる關シャウ塚も障塚即ちサへの塚なること追々に明白になりたり 寒水と書するサウヅは寒河サムカハなどと同じく清水あるよりの名なりといふ説ありされども僧都をも之に引込みて説明することは困難ならん



## 一七 柳田より山中氏へ

拜啓 結構なる新年に候處御風もめさず候や さて重々御退屈千萬とは存じ候へども 又々シヤグジに關聯して御批判を仰ぎ度儀有之候 現今諸國の風習として社宮司、道祖神、山神、荒神、御崎、御靈等 それく別箇の神と祭祀致し居候へ共 よくよく考へ候へば名の末を以て神々の本原を區別することは漸く困難なりと感じ始め申候 和漢三才圖會卷七十に「飛驒國益田郡松森村明神社 俗に志也具之乃宮と云ふ 道祖神なり」と有之候 飛州志を見れば此宮在所不明の由に候へども かゝる一説も存在せしことゝ見え申候 然るにこの道祖神は既に御承知も可有之通 本邦固有の神に非ざるに 其歸化の最も古くして且其分布の最も廣きこと 恰もかの秦氏ハタ又は漢氏アキ等の一族と同様にて 山城の京の始頃より今

日に至るまで 頗る重大なる影響を國民の生活に及したる神に候 而して此神の特色として最も顯著に我々の眼に映じ候は 曾ても甲斐の道祖に付御説示相成候如く 其或ものが石を以て神體とし 又其或ものが石を以て賽物とするの一事に有之候 故に假に三才圖會の説を正しとすれば シヤグジの語義は別問題として シヤグジは即ち石神イシカミなりと稱して些も差支無之やうに候

道祖神は猿田彦大神なりと云ふ説は よほど廣く行はれたる説の如くに候 右は日本紀などに猿田彦チマタノカミを衢神チマタノカミと記したるに基くものかと存ぜられ候 併し道祖神は神代史に見えたる鼻高き國津神の如く 嚮導の神にては無きやうに心得申候 倭名鈔を始め諸書未だ道祖の字義を解したる者を知らず候へども 道祖の祖は祖の義にも非ず 又祖道の意味にも非ずして 阻つると云ふ阻ならんかと存じ候 ますれば日本紀の岐神の本號「來名戸之祖神」をクナドノサヘノカミとしたる



古訓にも合しクナドとサへと同じ神と云ふ諸説にも合し申候 即ち行路の辻などに此神を祀るは 往來の安全を計ると云ふ能動の神徳を仰ぐにはあらで 邪悪神の侵入を防止せんとする受動的の意味合なるべく候 今日とても道祖神の在り所又は其地名の在處を求め候に 必しも道路の側のみならず 往々にして物深き山中なども有之候 右は山に居り山より降り來る邪悪神を阻塞して 邑落の平穩を期するが爲の神事と覺え申候<sup>二九</sup> 岐神は今日クナド又はフナドと稱する少小の地名のみを遺して 殆跡を信仰界に斂めたるが如くに候は 全く右内外二種の神の機能相同じかりし爲 容易に習合歸一したるものなるべく候

次に御靈社は由來年久しく都鄙共に其信仰今日迄持續致居候が 此神も塞神と因甚深く候 しか申す仔細は 扶桑略記天慶二年の條に或記を引きて「近日東西の兩京大小の路衢 木を刻みて神と作し相對して安置す 凡そ其體像丈夫に髣

髴す 頭上に冠を加へ鬢邊に櫻を垂る 丹を以て身に塗り緋衫の色を爲す 起居同じからず<sup>タカヒ</sup>遞に各其貌を異にす 或所にては女形を作し丈夫に對して立つ 臍下腰底陰陽を刻み繪かく 几案を其前に構へ杯器を其上に置く 兒童猥雜拜禮慙懃なり 幣帛を捧げ或は香花を供ふ 號して岐神と曰ひ又は御靈と稱す」と有之候 この神にも非ず佛にも非ざる雙神の禮拜は やがて又石神教の第二の特色にして 今日となりては神代史上の偶生神の傳説と 道祖神系統の陰陽に因ある信仰と 殆とその分界を明にする能はざるに至り候<sup>三〇</sup>

御靈を疫神とする説も由來亦古く 貞觀五年初度の御靈會を神泉苑にて營まれし時の記事にも 當時ジフテリヤの流行せしを 民間にては御靈の所爲と申しふらせし爲 朝廷にて祈禱ありし報賽の儀と有之候 然るに右の神泉苑は道祖神と縁故ある左義長の神事を行はるゝ場所にして後世御靈會を管掌せし祇園社の



祭神牛頭天王の八王子は即ち八方の守護神に有之候 加之所謂八所の御靈社は東西に併列して凡そ京師の四境の地と見え候へば 亦八衢ヤチマタノマツリミチアヘマツリ祭道饗祭の神などと同じく邪神の防塞を掌り玉ふ岐神なりしかと存候 或は此所より追返されし邪神其物が御靈なりしを 後代主客の名を混じたるものなるべく候 王城に入れ立てじと苦心するほどの悪き神を 永々近郊に奉祀して崇敬するは如何にも不安なるべき次第に候へば 疫神を祀るとは信じがたく候

右の貞觀五年の御靈は冤魂瘡を爲すなりとありて 朝家の御仕向御十分ならず 不遇にて物故せし數人の貴族朝臣を神に祭られしやうに候へども 民間にては或は全然之と異なりたる御靈に關する概念を存せし(三二)かも知れず候 是は甚しき當推量に候へども 前の扶桑略記の記事も有之候上 今日にても諸國に御靈社は多く候へども 鎌倉の御靈社を權五郎景政のなりと云ひ 伯耆西伯郡五千石村

安養寺境内なるを後醍醐院の御靈社など申候例は寧稀有にして 大部分は土地の口碑もなく又何れより勸請したりとも知る能はず候 地方に依りては五龍宮などとも書し候こと注意すべきに候 文字より申せば靈の字には正しく「人のなりたる神」と云ふ義可有之候 近世迄吉田家の附與したる神號に靈神又は靈社と有之候は即ち是に候 國語にては夙くより之をアラヒトガミと申候 アラヒトガミは最初はかゝる類に迄用ゐるべき名詞には非ざりしかも知れず候へども 倭名鈔には既に天地部神靈類の中に現人神を掲げて邪鬼窮鬼と列を同じくせしめをり 更に大和物語の「あらひとかみになりし昔を」の歌を始め 菅公の靈を斯く稱せしこと諸書に有之候 後年の書には候へども 麗氣記神號篇にも「靈一切鬼神忿怒 荒仁神」と有之候 近世荒人神の社は筑前壹岐等に有之 壹岐なるは多く大己貴命を祀りをり候は其所以を解し得ず候 之と同時に猛勇の武士



其他人を祀りて荒神と稱する例諸國に有之候 此は語の似通ひたる爲に二者を混同したるものとも申し可得候

荒神の神像と申すこと 駿河志料を始め折々書物に見うけ申候 此神本初の性質より申さば御像などはあるべき筈なく候へども 是亦何れかの蕃神と習合したるものなるべく候 貴所は或は近國にて御正體を拜せられ候こと有之候や出來ることならば學問の爲一々に就きて比較を試み申度候 事によると道祖神などのやうに陰陽雙立の神かも知れず候 近頃電車の中にて品川の某寺に千體荒神の開帳の廣告有之しを見かけ候へども 何分參詣の暇無之候ひき možしや字音の近き爲庚申と混じてはをり申さず候や 庚申は猿田彦神なりと云ふ説久しく傳はり候は 猿と申との因に外ならざるべく候へども 何に由りてかゝる説の出でたるかは推究せねばならず候 兩部にては青面金剛を以て庚申に配し まんま

と御寺の境内に之を引入れ申候へども 本來は道家の神なること疑もなく候 唯六十の干支中何故に此一をのみ取出でゝ人をして拜せしめ候や 例の僻説ながら恐くは猿田彦神の人望漸く大となりて後 即ち衢神の小社都鄙に多く出來たる頃より 之に附托して其利を分たんとしたる所謂諸國のハカセ共の努力なるべく候 今日に於ては立石の神として行路の側に立ち旅人の敬意を要求すること 猿田彦神、道祖神、庚申、青面金剛の四者全く差別なきことゝ相成申候 山神にも神像あるもの稀には有之かと存じ候

日本書紀に見えたる猿田彦命の功績は 必や宇治土公氏の家記に出でたるものと察せられ候 同家は代々の主人才幹あり 富は地方に雄飛するに足り入つては朝廷の御覺もめでたく 終に祖先の由緒を申立てゝ神宮の社職を世襲せしものらしく候へば 其私乗は頗燦爛たるものありしなるべく候 而も古事記の載



録する所書紀と表裏映發するもの少からざるを見れば此傳説は夙に一家の家  
 文より國民の所有に移りたるものゝ如くに候建國の昔多數の國神は井蛙の見  
 を抱きて大勢の赴く所を覺らず強暴を極めたりし中に獨率先して天孫を迎へ  
 奉りしは其忠誠出雲の國主にも劣るなしと申すべく候從て淳朴なる古代人が  
 此神を仰慕し感謝し祭祀を怠らざりしは當然の義にて中世圖らずも之に混す  
 るに道教佛教の思想を以てせしは惜むべき攪亂と申すべきに候併しながら他  
 の一方より見れば若し右の如き習合の説なかりせば伊勢の豪族も亦早く大伴  
 氏や齋部氏と同様なる嗟歎愁訴を事とせねばならざりしかも知れず候故即ち  
 塞翁が馬にて候兎に角に此神は彼方よりも此方よりも附會せられ假托せられ  
 たる姿にて凡俗の語にて申さば引張爪とも云ふべき程に候ひしかと存候(三三)

例へば日吉中七社の大行事宮は猿田彦神なりと云ふ一説嚴神抄に見え申候

此も忌はしき話なれど山王の猿の使などより申始めしことにや元來天台の僧  
 侶はわけても饒舌にして傳教大師以來京師人の迷信を利用して宗旨の勢力を  
 増盛せんが爲頗る唐朝五行家の新説を舶載し來りて聞きも及ばぬ佛典中の天  
 部明王部の歴史と調合したる形跡有之口訣祕傳と稱しながらちらくと頭を  
 見せ尾を見する手段巧妙を極め候大行事神の如きは恐くは漢土の神に候べき  
 を日本紀の記事を引きて猿田彦神とし此宮に對して立てる社十禪師權現を天  
 孫なりと云ひ終には猿田彦神實は外祖高皇產靈尊なりとさへ申し候然るに十  
 禪師を瓊々杵尊なりとする説には些も服すべき筋相見え不申且大行事は諸國  
 の大社寺に附屬して往々存在する神の名に候常陸の金砂權現社内のは或は比  
 叡より勸請せしかとも存じ候へども豊前の彦山權現の從神の如きは之と關係  
 なきが如く全く字義よりも略推測し得る如く主神の命を奉行すべき一の眷屬



神なるべく候 唯彦山にて注意すべきは神領の地境に分布して祀られてあること、其一ヶ所にては十三塚に接近して社ありしことに候

次に申上度は大人オホヒトは猿田彦神なりと云ふ説に候 此は今日迄因幡志に見え候 外類説あるを知らず候 普通には大人とは山人山男ヤマヒトのことを申すかと存じ候 其大人は小生が久しく研究しつゝある一題目に候 唯今迄の材料にては此物は妖怪にも非ず狒々にも非ず 唯我々と全然社會を異にせる此國の原住民にして多分は深山に在りて世人の注意を免れたる少數の生蕃かと考へ居候 大人必しも軀幹長大ならず候へ共 稀に見且怖れて見る故か 昔より巨大なる者の如く信ぜられ 諸國の山村にて巖石の恠しく窪める箇所など 多くは「大人の足跡」と申しふらし候 これを國によりては單に「大」オホとも申し候 猿田彦を右の大人なりなどゝは飛んでも無い事のやうに候へども 些しく考へねばならぬ廉四つほど

有之候 其一は猿田彦神は正しく國津神にして 大人も亦日本の先住民の遺棄なりとすれば廣き意味の國津神なること 其二は東大寺の轉害會テガイエを始めとして 諸社の神事の行列に御前ミサキを拂ふ鼻高き面を被り鉾を持ちたる神人を「王の舞」又は「王が鼻」と稱すること 其三は猿田彦神を祀れりと稱する伊勢の多度神社の末社の中に 千野立大人社又は篠之大人社などゝ申す神あることに候 此「大人」は今では定めてウシと訓むことなるべきも 尋常の人の名なりとも見え申さず候 其四は近年まで奥州にて山に入り山神に逢へりと云ふ者の話往々に有之 其相貌は色赭く眼耀き身の丈高きよしにて 恰も猿田彦神の昔語の通りなることに候 常陸風土記などに依るも 異人種を巨人と申すこと昔より有之候へ共 其巨人と此オホヒトとは自ら別にてありしかとも想像いたし候

御崎と云ふ社 古くは延喜式に數多見え 今日も諸國に行渡りたる社に候が



其祭神一定ならざる中に、是亦猿田彦神なりと云ふ舊傳あるものも候よし、右は天孫降臨の折に御前を仕へたりと云ふこと正史に出でをり候へば、此説の如きは些も異とするに足らず候へ共、此因に愚見御批判を仰ぎ度は、此神の名猿田と云ふ語は、やがて亦ミサキと同じ義なりしならんかと思はるゝことに候。古史傳には猿田はサダにして、出雲の佐陀大神は同じ神なりと論ぜられ候。出雲の佐陀は島根半島の中央にて、現今の社地は海角には非ず候へ共、此半島は即ち狹田、國にて西にも東にもミサキは有之候。岬をサダと申候は、獨此地に止らず、伊豫の御鼻と稱する佐田岬、大隅の佐多岬有之候上、土佐の足摺崎も亦蹉<sup>サダ</sup>岬にて、船人が大隅のと區別する爲に、之をアシズリと唱へたるに外ならざるべく候。かく迄類例ある上は、サダはミサキの義なること最早疑なく、而してミサキのミは水とは關係なく、始めて此國に入立ちたまひし御時には嚮導の義なりしと同じく、既

に此國に鎮まりたまひて後は、國の境即ち直に外域に對する地方をさしてミサキと申すこととなり、延いては一邑落一平原のサカヒ又はソキをもミサキと呼びサダと唱へしかと存じ候。此の如く解するときは、塞の神と猿田の神とを混同するに及びたる次第も稍明かになるやうに存じ候。

右の外、石神と稱して猿田彦神を祀り、或は又此神の社を柴神とも稱へ(三四)、或は山神社にしてシヤグジの山、神と呼ぶるゝものあり、サイの森と稱して山神を祀るなど、求め候はゞ例證は限もなかるべく候。本を引けば、蔓の末々迄一時に搖ぎ候やうに感ぜられ、獨窃かに此問題の精巧の織物の如くなるに驚きをり候事に候。而して道祖神が幸神となり、災害の防衛より轉じて積極的に恩惠を附與する神となりしこと、及何故邪神退治の廉々しき任務ある神が、和合歡喜の相を具へたまふに至りしかは、今尙不明に屬し候へども、追々其仔細を得ることなるべし。



と希望致居候 御承知の通材料の乏しき上代の世態に候へば 多少の臆測假定は  
許さるべきものと存じ候 御考案もあらば何分御開示被下度候 再拜

一月十五日

柳田 國男

山中 大人  
御前に

(元) 佐倍乃加美のサへを塞防の義とすれば 佐伯のサへも亦同じく是なるべし  
風土記等の地名の由來には小説多し 彼を信じて此を棄つべきに非ず 荒ぶ  
る神の良民を阻碍する者も 此方に祀れば則ち守境の神と爲すべしとする

こと 恐らくは古人の信仰なりしならん 式に出雲神門郡佐伯神社「神門」  
の地名も由あり

(三) 簞簞諺解には 豹尾神蛇毒鬼神 本地三寶大荒神 鈔に云荒神は魄神なり俱  
生神なり云々 豹尾と天官とは男女にして不離 天官を先に立て、遊行した  
まふ 豹尾申に在れば天官は酉に在り 何れも準じて知るべし 豹尾は入る  
に凶天官は出るに凶とあり 豹の字古訓ナカガミ 象キガの字と共に何故にその  
日本語が存するかは研究すべき一題目なるべし 仲神は伊勢の式社にもあ  
り 豹尾を八方神の一とするは後代の思想なるべし

(三) 東國輿地勝覽に依れば 朝鮮にては各府縣必ず一の厲壇あり 厲壇は日本に



て言はゞ則ち厄神塚又は御靈社なるべし 厲壇は必ず治城の北方に在り 注意すべきこと也 青龍朱雀白虎玄武の四神の中 北方玄武(又は眞武神)のみは支那にても後世迄獨立して俚俗の信仰を繋ぎたりしこと五雜組等に見ゆ 此神の象徴は最も幽恠なり 龜蛇相交るの像は所謂和合神の本源に非ざるべきか 御靈社を鎌倉權五郎を祀ると云ひ 或は何の五郎を祀るといふこと無論字音の近似より生じたる臆説なれども 亦以て夙くより人の靈即アラヒトガミを祀ると信じたりし一例證と爲すべし 鎌倉管領の時代など彼地の御靈社著名なりし爲 自然此説の普及を助けしなるべし

(三) 福島縣相馬地方には道祖神祠多し 乃ち猿田彦神を祀ると云へり 奥相志卷

一に 凡そ猿田彦神は一神にして數名あり 岐神としては道路往還を守り

幸神としては市を守り 鹽土翁としては鹽燒の祖神と爲り 國勝事勝長狹神として軍の先鋒武勇の神と祀られたまひ 又土祖神とも庚申とも申し奉る云々 是即ち近代の信仰を表現する説なるべし

(三) 三崎社を境の神なりと云ふは決して牽強に非ず 備中都窪郡菅生村生坂には四、御前大明神あり(吉備温故) 是などは正しく四隅神の思想なり 四神の信仰は佛敎に於ては四天王に當る 難波の四天王寺太宰府の四天王山の如きは其痕跡なり 三代實錄貞觀九十五にも飛驒國四天王神あり 四天王の小祠今も存するは遠江なり 例へば榛原勝間田村石神の四天王社 其他にも多し 今の荒神は通例八方神なれど 時としては是にも四方神あり 京の稻荷山の上にも荒神塚あり 谷響記には所祭山神也と傳ふる由を云ひ 又地主



之神四。太神御鎮座之所也とも見ゆ。讚岐善通寺の境内に東護荒神祠西護荒神祠南護荒神祠北護荒神祠あり。之を四方の守護とす（金毘羅名所圖會）

（言）柴神は柴を祀り又は柴を手向とする神の名なること。石神の石に於けると同じ柴とは今云ふ神又は櫛の俗語なり。日向奈須にては路上死者ありし所には行人柴を手向とし其所を柴床シバトコと云ふ。笈埃隨筆には丹後由良に厨子丸の勸進柴とて柴を手向とする所ありと云へり。芝柴字は異なれど日本語にては同義なるべし。作州邊にては芝又は原と書きてカウゲと云ふ地多し。或國にはカゲ神と云ふ小祠あり。野神と同じかるべきか。

一八 山中氏より柳田へ

拜復 新年早々風邪臥床仕り昨今は略全快致候も大に弱り申候。夫是より去暮の尊書に對し返書も不差出候處に。又々猿田彦大神、御靈等の御考に關し御示し被下。千萬有がたく奉存候。愚考は別に無御座候へ共。思ひ出し候事共申出で御教を受度存じ一書差上候。

先便申上候如く、十三塚の十三は佛教より出で、數ある塚を後人が斯く唱へ候が諸國に及び候か。何に限らず風習の普及は意外に廣きものに有之候。例へば「お月さまいくつ、十三七つ云々」の童謠の如き。奥羽より日向薩摩までも行渡り國の數は三十九「十三九つ」と唱へ候國は九ヶ國「十三一つ」と申候國二ヶ國有之候。童謠の如きものが交通不便の時代に此の如く全國に廣がり居候を見



ても十三塚將軍塚等の名の元は一地方に起りしが迷信俗傳と共に諸國に波及せしものなることを推し得べきか 將軍塚は愚考にては本源京より出で候ものと奥羽の田村將軍の傳説とに起りしには非ずやと存じ候 洛東の將軍塚は平家物語に延暦十三年長岡の京より此京へ移りたまひし時土にて八尺の人形を造り鐵の鎧を著せ云々と御座候は地鎮の類と存じ候 又延暦寺の建立も王城の鬼門を護る爲と申すこと確説らしく候へば陰陽道隆盛なる此時代のこととて將軍塚は即ち八將神の信仰に基く大將軍なるべく此より山上の古墳をも將軍塚とは稱へ初め候か 一方には又栗栖村に葬りし坂上田村麻呂の塚をも將軍塚と申せしより地鎮の爲のものと勇者の塚と相共に塚の名を諸國に分布するの因を爲せしには無之や 田村將軍の討夷の武功は固より死後の靈威を信ぜしむるに十分なりしならんも更に田道將軍の塚の蛇の傳説なども相混じ愈以て將

軍塚の靈威を増加せしことも無しとは申し難く候

貴説の如く京の四境に塚を作り地鎮とせしといふことも強ち無しとは申されず候が もしも八將神より起り候はゞ大將軍の塚だけにて十分かとも存じ候が如何のものにや 勝軍地藏尊のこと 火神の本地佛と稱へ 愛宕山の本地とせしより 諸國の高山には愛宕の天狗を祀り 且つ地藏尊は必ず勝軍地藏を主とするの風行はれ候かと存じ候 將軍の二字を冠稱する確なる根據は佛典に無之こと御説の如くなるべきかも知れず候へ共 六道能化の六地藏尊の中 幡を持ちたまへるは金剛幢地藏とて 修羅道濟度の地藏の由佛家にて申來り 戰國時代の信仰佛にて 之を將軍地藏とも稱へ候よし 勝ち軍の語より愛宕の本地として廣く諸國に祀りしことなるべく候 現に芝の愛宕山の本地亦此地藏尊にて 武家の歸依最深く候ひき 本來女體の摩利支天がいつとなく男體に變ぜしと同様 勝軍の名



はまことに時代の要求に應ぜしものなるべく候 左様に存じ居候故勝軍、將軍は共にあて字にて語の意味は外に在るべしとの貴説何とも申分け兼ね候 以上は去十二月十二日の尊書に對し聊愚意を申述べ候

さて又貴説の名の末を以て神々の本原を區別することは困難なりと御感じのことは御尤と存じ候 現今道祖神、幸神、塞神、庚申、オシヤモジ様、馬頭觀音其他地方々々の信仰佛神は 名を正せば本原は必ず異に候はんも 辻々へ石像石塔を建て祭祀致候ことは略皆同様にて 山梨縣の如き道祖神ある地方には庚申塔少なく 埼玉縣吉見吹上邊には庚申塔の多きこと驚くべき程に有之 馬頭觀音は吹上觀音の寺内にも有之候へども下總地方に多きかと存じ候 東京本郷區追分高崎屋酒店の角には塞神有之が 東京近在には概して庚申塚多く候 以今考古候へば 本邦の神ならぬ神又は佛教渡來前の信仰も此中にかくれをり候かと存じ候

役小角などの教は何とやら別種の佛のやうに候 種々の神佛御説の如く同じやうに拜まれたまひしより 段々時世の進むと共に説も起り縁起もつきて終には一見解しがたき混亂も無論可有之候

倭名鈔などに依れば 道祖、岐神、道神は必ず一々異なる神なるべく候處 後世之を同一の神とするやうに相成候か 山の峠に祀るタムケノカミ 道路の側に祀る岐フナトの神 道祖は後世の氏神の如き神かと存じ候が如何なるものにや サへと申候より幸サイとも塞サヘとも轉稱せしかと存じ候 貴説の道祖神の在り處道路の側のみならず山中などにも有之とのこと 右は道神タムケノカミ即ち峠の神が岐神又は道祖と混同せしに基き候ものにては無之か 山神と道神とも相混ぜしもの可有之 倭名鈔にては山神、道祖、道神、岐神等凡て同一の神に非ざるに 時代の力は之を同じ神の二の名のやうに致し來り 今となりては之を區別すること困難になり申候かと



存じ候

又扶桑略記天慶二年の記事は 此時代生殖器崇拜の迷信起りしことを示すものなるべく候 愚考にては本邦にてはかゝる信仰は上古には無之 中昔より始まりしことゝ存じ居候 古語拾遺のヨバシラの形を溝口に置くは 崇信とは言ふべからず禁厭の法なるべく候 天慶年中の二神像に至りては正しく其頃王都の流行神なるべく候 これが猿田彦神の道祖神ならば 其女神は今も諸國に男女二體の道祖神の石像を見ると同じく 天鈿女命を併祀せしには非ずや 勿論此二神は夫婦にてはましまさねど勇壯の女神ゆゑに猿田彦神と雙べ作りしを 何者かいたづらに陰部など作り添へしが流行神となりしものか 玩具の福助とおかめとの如く元來は何の縁も無之もの 偶生神のやうになりし例も有之 古今面白き人の考の相似たる所に候べく候

道祖神と生殖器崇拜との關係は 近き頃まで諸方に御座候ことに候が 夫は石棒を道祖神の神體とせしが始にて 石棒の形或物に似たるより 此の如く移り行き 終にはオシヤモジ様とも申すやうに相成候事と存じ候

次に疫神を祭ること信じ難しとの御説ながら 疫神も疫神を追拂ふ神も共に祭られしこと可有之と存じ候 是も今を以て古を推すことなれど 凡そ人情は一つなるべく候 之に就き存じ付候は京橋八丁堀に釣船神社と申す社 疫神除の守札を出し候 今の守札は釣船神社と記し有之候 寛政二年南八丁堀駿河屋と申す船宿に厄神一泊し 宿の禮として我名を記しある家へは這入らぬと主人に告げ候よしにて 此時代の守札には厄神大權現と紅にて書き 寛政二年五月二十四日 釣舟清治と墨書しあり 維新前迄は厄神と上に書き下に釣舟清治と書きたるを出せしが 維新後には須佐之男命と朱書するやうに相成候 初は疫神が主なりし



に後には疫神を追ふ大神と書改め候もをかしき事實に御座候 神田明神社より  
出せし疫神齋と黄色の紙へ朱にて書きたる御守札は 後水尾院様の御筆と云ふ  
俗傳も有之 これも疫神を主と致し居候 此の如く疫神も祀り疫神を驅りたまふ  
神をも亦祀ること 疱瘡神と疱瘡を軽くして下さるゝ神とを共に祀り候など昔  
も其類のこと多かりしなるべく候

アラヒトガミを三寶荒神と混同して祀ること 貴説の通り往々有之しなるべく  
候 三寶荒神の名は正しき佛典には見え申さざるかと存じ候

猿田彦神の猿と云ふ語より庚申に附會せしこと 諸國に例あるべく候 道祖神  
と庚申塔との關係にてもわかり候如く 貴説の通かと奉存候

御崎と云ふ社の御考 猿田の語ミサキと同義なるべしとの御説至極適當なる御  
意見と存じ候 小生淺學何とも申上げかね候へ共 二の言語にも亦混同有之しな

るべきか 御解釋はサダの語原を説明して併せてミサキに及ぼされ候が ミサキは  
地形上よりの名 サダは要害の地形にて外域に對する地名と申され候こと 更に  
一考を要し候かと存じ候 猶御説によりて研究致度 何に致せ面白く且大切なる  
御攷證と奉謝候 文意ごたく亂筆は御判讀被下べく候 頓首

一月二十日

山中 笑

柳田 國男 様  
机下



一九 山中氏より柳田へ

一三

寒明けの寒さ別段に候處御替りも無御座候哉奉伺候 此頃僧殊意癡の白河燕  
談と題する隨筆(享保十五年刊)を讀み候中に左の箇條有之候 異説と存じ候間  
記し置候

賽神祭 客問 賽神祭漢土有耶 答曰 事文前集四十八曰 京師百司胥吏至秋

釀錢 爲賽神會 往々因劇飲終日 蘇子美進奏院會 正座此會 嘗問其何神

曰蒼王 蓋以蒼頡造字故 胥吏祖之 固可笑矣云々

蒼頡を賽の神と祀りし俗信も有之し事を<sup>(三五)</sup>知り申候 又大日本地名辭書續編琉

球之部に(那覇區)

才神<sup>サイノカン</sup> 久茂地の南部一圓の小字とす 久米聖廟の北隣に 近き頃迄才の神の

祠と稱するものありきと云ふ 才神は假借也 實は道祖神也 琉球神道記  
に天妃天異道祖神と列記するもの 天妃は天妃 天異は天尊にして道祖  
神は所謂才神是なり 天文中日秀上人の建立なるべし 〇舊記云 財神嶽  
在久米邑東 又稱道祖神

以上は御承知の事とは存じ候へ共寒氣御尋ね旁申上候 頓首

一月三十一日

山 中 笑

柳 田 國 男 様  
机 下

一七



(三) 賽神會のこと外にも所見多し但し支那のは賽神又は齋神とのみありて塞神障神は未だ之あるを知らず

二〇 柳田より山中氏へ

過日は御懇なる御返書を玉はり引つゞき又御注意の御手紙有がたく存上候なるほど貴説の如く石の神の最初を石棒の崇敬と定め候はゞ陰陽神の因縁も頗る解し易く相成候へども石神の社は延喜式以前より有之候に其神體には石棒石劍ならぬ石も多々有之候故安心成兼候垂仁紀二年の一書に見えたる韓國の神はもと小さき白石なり化して童女となり後に難波の姫語會の神と祀られ玉ふ出雲風土記の楯縫郡神名樋山カミナヒの石神は高さ一丈側に小石神百餘許ありと見え候など形も質も色々なるを知り得べく候今日も大小諸社の石の神體石棒なるものは寧稀少かと存ぜられ候石を拜祀するの風之に淵源すとは到底斷じ能はざるやう考居候



次に白河燕談とかに見えたる唐土の賽神會のこと 勿論初耳に候へ共我國のサイノカミとは別物なるべきかと存じ候 右の賽神會は秋祭と有之候が 道祖神の祭は正月十五日のやうに候 嘉陵紀行(文化九年)には郊外下高井戸村にて杉丸太の柱を立て之に思ひくの造り物を取付け 家毎に道祖神を祀る風ありしことを記し有之候 秩父邊にては今も此日に道祖神を祀り候由 信州松本にても正月十五日辻にて此祭を致し 越後の道祖神祭も正月十五日なる由北越雪譜に見え 羽前温海邊の幸神祭此日なること東遊記に見え 今日も尙同様なること風俗畫報等に見えをり候 如何にして此日此神に因あるかは不明に候へども 追々存寄を申出づべく候

此前申上候守公神のこと あの後二三の所見有之 結句今以て五里霧中には候へ共 兎に角中古廣く分布せし神かと存ぜられ候 (一)地名として残り候は山城醍醐村の直ヶ谷 信濃北安曇郡陸郷村字スクジ 下野下都賀郡今市町 大字瀬尾字スクチ 土佐香美郡榎山村 大字仙頭字ソクジ等有之 (二)社は大和吉野郡中莊村 大字矢治にも宿神社有之候 此國などにはシユクと申す賤民有之 守戸の轉訛にて陵戸なるが故に良民と往來を絶ちしなりと申す説有之候へ共 此説も疑はゞ疑ふべき節なきに非ず候 或はスクジの神と因由あるかも知候 (三)鹽尻卷九十三に 尾張大國靈神社に猿田彦神なりとも又は司宮神なりとも云ふ假面ありと記し 司宮神は主宮神(三六)とも書す 恐くは社宮司と同じく三狐神より轉訛したるならんと見え申候 (四)雍州府志年々隨筆等には 毎年二月石塔會とて盲人が供養する祖神を守警神と云ふよし記し有之候 守警神と云ふが如き手筒なる神の名は昔より有りたりとも覺え不申 是は尋常の守護神と云ふ語を都合よき方に引付けたのかも知れず候へ共 守公神、守宮神、司宮神の類も亦本來の語とも考



へられず候へば 或は此等の間に共通の由來あるかとも考居候 しか申す仔細は  
 右の石塔會の石塔シヤクダウなるものは今日我々の云ふ石塔セキダウにては無之候て 一種公の供  
 養に營みたるものらしきこと 小右記寛治二二三二十三の文 さては明衡往來の文  
 などにては想像せられ 始より盲人の専らにする所には無かりしやうに存じ候  
 へば也 (五) 諸神記には王城守護の三十番神(實は三十二神)を列記し「左青龍  
 八神云々 以上乃八神 乎波將軍塚内仁封之天云々」とあり 其將軍塚にオホキモリ  
 キミノミツカと傍訓し有之候 モリキミは如何にも今様の和訓ながら 是にて守公  
 神の守公と將軍塚と關係あるを推測せしめ候 従てスクジも亦地境鎮護の神なり  
 しことを推論するもさまで牽強には有之まじきか 大將軍は八王子の中にては  
 最強猛なる神將に有之 現代民間の信仰にては此神の方位は三年塞がりと申す  
 位なれば 其塚を京の東山に築かれたるは必ずや辟邪防鎮の御趣旨と存じ候 諸

國の地名のスクジも皆山中なるやうに候

欽明紀十四年十月に 百濟王子餘昌高麗國に向ひて百合野塞を築く云々 此  
 「塞」の字釋日本紀にはソコと訓じ候 倭名鈔にも「塞 和名會古 險要之處所以隔内  
 外也」と有之候 右のソコは即ちスクジのスクなるべきか「天雲のそぎへのきわ  
 み」と云ひ「そぎをりともよ」と云ふソキ「遠さかる」「天さかる」のサカ磐裂  
 根裂のサク 前信申上候ミサキのサキなど 同一語原より色々と分化したるものな  
 るべく 凡て皆隔絶の義あるかと存じ候 又サヘノカミをサイノカミと申候事唯の  
 音便としても解し得られ候へ共 三議一統年中定例記等武家時代の諸書に家の  
 敷居のことをサイと記したる由松屋筆記にも見え候へば サイはやはり限境の義  
 なるべく 其音たましく財神の財に通じ候より 當時の慾淺き連中の仕業にて  
 才ノ神とも幸ノ神とも福大明神とも稱することになりしものか 福大明神の如き



は著聞集の頃は明に狐神なりしを今は往々にして猿田彦神など混じたるかと覚え候 右のサイはサヒより轉じたるか 今昔物語の道祖大路を野府記拾芥抄等には佐比大路と記し(山城名勝志) 洛西佐比の里にて禊事を修せられしこと古史に見え候上 伯耆夜見濱なる佐斐神村の佐斐神なども有之候 大和の狹井社はサ<sup>(三七)</sup>牛なれども 此處にも鎮花の例祭あり御靈と稱するを見れば 是亦同じ語に候はんか 奥州下北半島の突端佐井濱の如きも 亦北門佐伎之國とも申すべき地點に候 猶比叡山の早尾坂はソウイザカと訓み猿田彦神を祀ると都名所圖會に有之候 府下目黒の不動堂の右にも此神を勸請して早尾明神と申せし由に候が今も存するや否 此春参りて見るつもりに候也 早々頓首

二月十日

柳田國男

山中大人 侍史

(三) 司宮神又は主宮神と稱する假面を猿田彦なりと云ふこと謂なきに似たれどこはもと諸社にて追儼の神事に用ゐし方相氏の假面なるべく 方相氏は開路神とも稱し案内の神なれば 之を猿田彦神の古傳と結合せしめたるならん 右は天野翁の説なり 諸國の大社にある王の面も儼鬼の面なるべし 猿田彦神の假面を作るべき理なし 漢土古代の習俗にして却つて我邦に保存せらるゝ者は多し 儼の如きは其一例なり 五雜俎に 儼は以て疫を驅る 古人最も之を重ず 漢より唐に至る迄宮禁中皆之を行ふ云々 今は即ち民間に



も此戲なしとあり

一興

(毛) 二中歴卷十二なる譯語歴に依れば

高麗語	<small>カタナ</small> 一	<small>ツフリ</small> 二	<small>トキ</small> 三	<small>サキ</small> 四	、	、	、
貴賀國語	<small>カタナ</small> 一	<small>トフ</small> 二	<small>トヒ</small> 三	<small>ソヒ</small> 四	、	、	、

大和其他の狹井社は塞ノ神とは自ら別にて古き外國の語より出で四方神  
四天王など云ふものと系統を同じくする神にては無かりしか

二一 柳田より伊能氏へ

拜啓 先頃申上げ候象頭と云ふ地名の義 讃岐の金毘羅の如きは山容之に似たるが故の名なりとし 阿波勝浦郡生比奈村 大字星谷なる象頭岩は形似を以て名くと阿波志にも見え候へども 此等は後代の構説にて可有之か 密教の曼荼羅などには象頭人身の像有之由に候へば 或は其信仰と關聯する所ありやと存せられ候 併しサウツは必しも象頭の字を充當せず 今昔物語にも京に僧都殿と云ふ魔所ありしことを記し 其他僧都寒水など、書きたるも多きことに候へば 到底之を以て右地名を解説する能はざるべく候 唯一つ不思議に存せられ候點はこの象頭神と障神との間に相似たる特色あることに候 既に御承知も可有之 東京淺草の聖天は象首人身の二神相抱擁するの像を正體とし 神祕なる浴像の儀式

一覽



も有之候由 諸國にて歡喜天聖天と申し候祠堂には此例少なからざることゝ存じ候 然るに一方には道祖神の神像と云ふものにも往々にして此事有之 美濃岩村在阿木村の幸神は 正體歡喜天にて夫婦のむつびを祈ると巖邑府志に見え 信州小諸邊の道祖神にも二神相抱けるものありと聞傳へ候 此の如く奇恠なる神なるに而も決して近代の流行神にては無之 今昔物語三十四にも道祖神の木像古く朽ちて男の形のみありて女の形は無しとあり 扶桑略記にも將門時代に京にて祀りし岐神の像二神にて其腰下に陰陽を刻み繪くものありし由を記し候 歴代の格制に禁止を申べて而も事行はれざりし淫祀なるものは果して此種の神に限りしことなりや否疑はしく候へ共 少なくとも今の世迄國々に於て祕佛祕像と唱へ來れる御正體には此類多かるべしと存じ候 先度も御話被下候御地方の駒形神さては金精神コンセイの正體など 之と因由ありと云ふ證據も無之候へ共 道祖神

の社頭にも石又は木をもて穩ならざる一物を供進するの例東北諸州に多く 屢々巡見使の眼を驚し候ひしやうに候 右二の事實は共に道祖神に付てなれば 其間に何等かの脈絡あるべしとは誰しも許すべき推論に候 小生は男柱形の塞の神に由あること古き物に見えず候故 之を手向とする信仰は寧後代の發生ならんと存じ居候へ共 山中翁の如きは前住民の遺留せし石棒を天然の所産とし其神恠に驚きて之を崇敬するに至りしは却りて和合神像を齋きしよりも前にて彼は此の本源なるやうに申居られ候 道祖神が果して閉塞を掌る神なること 今日の通説の如くに候はゞ 石を以て其徳を表示するの風は 神代史の道返大神等古くより類例多く候 此が爲一方には石を以て直に其神體とし他の一方には石を報賽の品として神意を迎へ候か 石を手向とする神は前申上候岩村の幸神 因幡岩美郡三戸古村 大字 越路なる道祖神サイノカミタウの道祖神等 近代の例多々有之候上 塵添壻



囊抄卷四にも一般の風として此事を記し候 過日拜借致せし「暗黒なる朝鮮」にも同様の風習現存する由にて 之を城隍祠に限るやうに記し居候へ共 山神竝に道祖にも此事あるやう聞及び候 是は聞正すべき方法も有之候故 更にしかとしたりたることを申上ぐべく候

右の如く拜石の風は其傳來は兎に角我國に於ける根源も最古きものに候へども 彼の陰陽神の崇拜殊には歡喜天に似通ひたる道祖神の信仰に至りては 未だ古史に據りて解説を下すこと能はず候 石神には對立のもの多く候 例へば伊勢東二見村なる猿田彦石猿田姫石 磐城西白河郡五箇村の雙石明神社 フタツイシ 大隅肝屬郡垂水村 大字 田神の石神々社 古くは三代實錄貞觀十六九八の石見國の石神など有之 又多摩川北岸狛江村の石神 三河岡崎在岩津村の石神は 共に豐磐間戸命 櫛岩間戸命二神を祀れりと申し候 此二神は古事記古語拾遺などに依るも男女

の神には非ず 平田氏は此神の別名石戸別ともあれば即ち手力雄命の御事ならんとさへ言はれ候へ共 名雙にして磐の縁あるより中古の神主右の如く推想するに至りしものなるべく候 陰陽二神の協力は些も日本本來の傳説と衝突する所なく 必しも外蕃の迷信を以て之を説明するを須るす候へ共 更に之に附加するに誠に聞苦しき特性を以てするに至りては 之を外來の感化と目せざる能はず候 韓國にては金精類似の神像折々有之候よし 白鳥博士の金の古京址より得られたる鏡又は神像の中にも 殆ど抱腹すべき人物の形を寫せしもの二三有之候ひき 混沌渺茫古代人の感情は模索し難く候へども 粗野なる人心には羞恥の定義も今日とは大分の相異ありしこと 恰も希臘羅馬の人々が裸體を何とも思はざりしと同様に可有之 單に此物の威力生産力竝に之に伴ふ不可測及び歡喜の一面を崇敬せしものなるべくか 堅牢地天儀軌を見候へば該神像も男女の二